

## 水戸下市御用留（四）（文化10年～文政9年）

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
1	7上	文化10. 11. 1	〔町年寄達〕（質屋株の儀に付達）	落合長四郎→佐藤五衛門殿	
2	7上	文化10. 11. 1	〔奉行所達〕（質屋株御法改正に伴う冥加金徴収の件に付）	（奉行所）→（名主中）→上下御町質屋共 ／落合長四郎→佐藤五衛門	
3	7上	文化10. 11. 3	〔奉行所達〕（西御丸にて若君様ご誕生に付）	海野泉蔵→-	
4	7下	文化10. 11. 5	〔町年寄達〕（質屋冥加金の儀に付、請書提出の催促）	落合長四郎→佐藤五衛門殿	
5	7下	文化10. 11. 6	〔奉行所達他〕（長屋持間引禁止の儀に付）	海野泉蔵→落合長四郎（→佐藤五衛門）	8日四つ時に惣町 育子懸・取揚姥・町役人本 町一丁目会所へ出頭
6	8上	文化10. 11. 10	〔町年寄用状〕（落合長四郎殿より別紙三通お廻しに付）	（落合長四郎→）木村伝六→山田清左衛門 様・石田庄兵衛様・佐藤五衛門様	別紙三通の内容は7を参照
7	8上	文化10. 11. 6	〔家老達〕（長屋持間引取締に付）	（家老→）諸向江・御町奉行中江・御目付 中江（→組同心）	6の別紙三通の本文
8	8下	文化10. 11. 11	口演（下町分質屋願の下書拝見要請に付）	落合（落合長四郎）→佐藤公（佐藤五衛門）	下町分の下書を上町 へ遣わす前のチェック
9	8下	文化10. 11. -	乍恐口上之覚（質屋株一同相談の上、願い上げ下書）	下御町質屋共→-	8に関連、本文写しカ
10	9上	文化10. 11. 13	〔奉行所達〕（修成院様三十三回忌ご法事に付鳴物停止）	海野泉蔵→-	
11	9上	文化10. 11. 15	〔奉行所達〕（若君様竹千代と命名に付）	海野泉蔵→-	
12	9下	文化10. 11. 26	〔用状〕（質屋株・冥加金・利息金の請け書提出の件に付）	赤沼町 新衛門→-	
13	9下	文化10. 11. 28	〔奉行所達〕（相馬弾正小弼殿、下町通行に伴う道橋掃除等の件に付）	海野泉蔵→-	
14	9下	文化10. 11. -	乍恐書付を以御請奉申上候事（質屋株冥加金上納に付）	玉屋長衛門・玉屋佐兵衛・玉屋利八・佐藤 五衛門・海野屋友衛門・斉藤忠次衛門・釘 屋庄次郎・吉田屋弥平次・赤沼町新衛門 （以上9名捺印共）→御町御役所様	本文は「延紙横折へ相認」とあり
15	10上	文化10. 閏11. 8	〔奉行所達〕（相馬吉次郎下町通行に付先触）	榊原籐三郎→-	
16	10上	文化10. 閏11. 9	〔奉行所達〕（仙洞御所崩御に付鳴物停止）	榊原籐三郎→-	
17	10下	文化10. 閏11. 14	〔町年寄達〕（質屋年番新衛門に付）	左近司長三郎→佐藤五衛門	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
18	10下	文化10. 11. 晦	〔質屋株御達〕(泉屋名主鬼沢小左衛門、上金町名主重三郎、下金町人別組頭甚左衛門、泉町みのやと三郎、向井町松坂屋獵蔵へ申付に付)	(奉行所→上町質屋仲間)	「小林氏ニ而相写」
19	10下	文化10. 閏11. 14	〔奉行所達〕(質屋株冥加金上納、連名手形仕替に付)	(奉行所→質屋仲間)	「尚々手形者別紙之通杯ニ而可然哉と存候、以上」
20	10下	文化10. 閏11. 15	〔町年寄廻状〕(質屋株冥加金上納手形雛形に付)	左近司長三郎→高野惣次郎殿 / (高野惣次郎→町々名主)	名主利兵衛より廻来、藤柄町へ廻す・惣二郎の利足上納の旨尚々書、連印証文年番赤沼町新衛門より廻る旨但書あり
21	11上	文化10. 閏11. 22	〔留書〕(清水町名主斉藤岡次衛門清水道定年番并三口金掛り御免に付被参)		藤岡次衛門が被参のは11月21日夕・22日に見舞いに参る
22	11下	文化10. 閏11. 29	〔奉行所達〕(火の元改に付心得)	榊原藤三郎→(本町通・裏町・台町)	
23	11下	文化10. 12. 2	〔廻状〕(質屋冥加金利金差出候旨御内意に付)	赤沼町新衛門→(質屋中)	
24	12上	文化10. 閏11. 21	〔廻状別紙〕(質屋冥加金利金に付赤沼町新衛門願書に対する奉行所内意)	(奉行所→赤沼町新衛門)	
25	12上	文化10. 12. 9	〔留書〕(石田庄兵衛より附出シ駒口銭請取書参候に付)		一貫三拾三文梅吉に為持遣シ
26	12上	文化10. 12. 10	〔留書〕(暮指銭江戸町補金より差出様御願に付談合)		組頭太兵衛、同四郎兵衛が参り、名主利兵衛にて談合
27	12上	文化10. 12. 16	〔奉行所達〕(馬金拝借金200両相渡申に付)	君嶋藤内→石田庄兵衛殿・佐藤五衛門殿	
28	12上	文化10. 12. 22	〔廻状〕(御自分の調達金五分利足相渡に付壱町目会所へ可罷出旨)	大津源次郎・菊地弥惣右衛門→七軒町佐藤五衛門・本壱町め三郎平方・本四町め藤衛門方	「十二月廿四日夜五つ半着、直ニ三郎平殿へ遣ス」
29	12下	文化11. 1. 4	酉暮諸指銭帳(文化10年諸指銭帳写)		「右之通補金之内より名主利兵衛殿江相渡申候事」
30	14上	文化11. 1. 27※	〔留書〕(南筋へ手始に罷出に付経過)		21日～27日の件の記載 / 榊原藤三郎・年寄月番加藤氏・同役石田井木村へ断りの上罷出、26日帰宅
31	14下	文化11. 1. 29	〔奉行所達〕(勘定奉行勝手方より利足受取に付、公儀代官下町へ止宿に付道橋掃除命令)	小林兵十郎→一	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
32	14下	文化11. 1. 晦	〔御用状〕(初午に付火の用心・表へすだけかけの旨)	嶋利兵衛→-	
33	14下	文化11. 2. 5	〔奉行所達〕(三口金取扱方木村伝八・佐藤五衛門 兩人相勤候に付)		「右者二月五日落合長四郎殿江木村伝六殿被呼出前書之通御達之趣木村氏より申来候ニ付留置申候」
34	15上	文化11. 2. 12	〔奉行所達〕(中馬賃錢に付)	海野泉蔵→石田庄兵衛殿・佐藤五衛門殿	
35	15上	文化11. 2. -	〔奉行所達〕(中馬賃錢定に付)		33の別紙
36	15上	文化11. 2. 14	〔奉行所達〕(郡方穿鑿の節差出候人足賃錢割増に付)	海野泉蔵→石田庄兵衛殿	
37	15上	文化11. 2. 14~15	〔郡奉行所達〕(町牢へ入獄の者穿鑿の節縄取賃錢増の儀懸合に付)	御用番浜田御郡方→御町方(→海野泉蔵→石田氏)	「右御達書石田氏より相廻り来り候、尤私共より御役所様へ御返上可申上旨申来り候ニ付海野泉蔵様江御返シ申上候事」
38	15下	文化11. 2. 18	覚(人馬駄賃御尋に付書上)	(問屋)→海野泉蔵	御合力証文・御達シ願書・ろうそく請取共指出、五衛門持参
39	16上	文化11. 3. 8	〔奉行所達〕(三口金貸出、御用箱請取に付差紙)	榊原藤三郎→佐藤五右衛門殿	
40	16上	文化11. 3. 8	〔留書〕(月賦金54両3分請取、請取書不用に付)		
41	16上	文化11. 3. 14	容躰書(水木村百姓伝左衛門忰弥一郎行衛の為奉行所達写)	榊原藤三郎→(御町内)	
42	16下	文化11. 3. 29	〔奉行所達〕(自身番御免に付火の元用心の旨、祭礼前見聞に付先触)	榊原藤三郎→(惣町中)	
43	17上	文化11. 4. 2	御祭礼露弘供奉覚(祭礼供奉本番・下番の者任命に付)	左近司長三郎・落合長四郎・江幡次郎右衛門・加藤善九郎→-	病氣・服忌の者は(加藤)善九郎へ届出べき旨、本番拾五名・下番式拾人
44	17下	文化11. 4. 3	〔奉行所達〕(内藤播磨守下町通行に付先触)	君嶋藤内→名主拾人之当テ	
45	17下	文化11. 4. 10	〔町年寄達〕(清水町支配へ廻さない廻状は上田氏へ廻すべき旨)	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	
46	17下	文化11. 4. 10	〔奉行所達〕(公儀代官寺西隆三郎下町止宿に付先触)	君嶋藤内→(下町)	日付下「四ツ八分位上田へ送ル」
47	17下	文化11. 4. 14	〔奉行所達〕(祭礼に付町内取締方)	君嶋藤内→(惣町)	

水戸下市御用留(四)(文化10年~文政9年)

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
48	18上	文化11. 4. 16	御祭礼露弘供奉覚(祭礼供奉の者集合刻限に付)	左近司長三郎・落合長四郎・江幡次郎右衛門・加藤善九郎→佐藤五衛門・外14名・石田庄兵衛・外6名	本一丁目三郎平方へ揃いの上御仮殿へ詰めるべき旨
49	18下	文化11. 4. 29	[奉行所達](立番御免に付火の用心・町内締方)	君嶋藤内→(惣町中)	
50	18下	文化11. 5. 19	[奉行所達](猪飼伝衛門小姓頭列順君御附に任命に付祝儀参上の旨)	小林兵十郎→-	
51	19上	文化11. 5. 19	[町年寄廻状](猪飼伝衛門小姓頭列唯姫御附に任命に付祝儀参上の旨)	加藤善九郎→鈴木太兵衛(→石田・佐藤・木村)	「右之通手紙鈴木氏より申来候事」
52	19上	文化11. 5. 20	[奉行所達](安藤新次郎下町通行に付先触)	小林兵十郎→(下町)	
53	19上	文化11. 6. 1	[留書](村田隆民御出の上町用金不足に付無心)		54に関連記事
54	19上	文化11. 6. 4	[奉行所達](白井平次郎町奉行任命に付祝儀参上の旨)	海野泉蔵→-	但書「木村、石田、佐藤三人上町江一同土用見舞ニ罷出候ニ付、出先ニ而年直さま一同御祝儀ニ申上候、土用御見舞ニハ、八日ニ罷上り候事」
55	19下	文化11. 6. 5	[留書](村田氏へ町用金無心の件断りの旨挨拶)		52と関連
56	19下	文化11. 6. 19	[奉行所達](町奉行白井平次郎御町見分に付先触)	海野泉蔵→(惣町中)	「尚々、雨天ニ候ハ、廿五日ニ御廻リニ相成候間、其旨相心得、早々相廻、留り役所へ可返候、以上」
57	19下	文化11. 6. 21	[町年寄廻状](町奉行町見分刻限及び雨天の際延引に付)	長四郎→木村伝六→-	
58	20上	文化11. 7. 3	[公儀触](菓種取引問屋の外禁止に付)	牧野備前守→林阿弥→御城付/榊原藤三郎→-	公儀触は6月付
59	20上	文化11. 7. 5	[御用状](組頭交代に付届出)	嶋利兵衛→佐藤五衛門様	61に関連記事あり
60	20下	文化11. 7. 7	覚(駒口銭渡すに付)	佐藤五衛門→石田庄兵衛様	
61	20下	文化11. 7. 5	[留書](組頭役交代・跡人別役に付風聞)		「留蔵出ス」、59の記事の風聞書
62	20下	文化11. 8. 9	[奉行所達](臥死人容跡書写)	君嶋藤内→-	
63	21上	文化11. 8. 18	[町年寄達](大下水払申付に付)	江幡次郎衛門→-	
64	21上	文化11. 8. 28	[奉行所達](竹千代様御逝去に付鳴物停止令)	君嶋藤内→-	
65	21下	文化11. 9. 3	[奉行所達](三味堂能化入山、下町通行に付道橋掃除の旨)	榊原藤三郎→(下町)	

番 号	頁 段	年 代	件 名	発 給 関 係	備 考
66	21下	文化11. 9. 14	〔奉行所達〕(吉田明神祭礼に付町廻先触)	榊原藤三郎→-	
67	21下	文化11. 10. 14	〔奉行所達〕(俊詳院七回忌に付鳴物停止、立番・火の用心の旨)	君嶋藤内→-	
68	21下	文化11. 10. 24	〔町年寄達〕(雨宮又衛門小姓頭列・若殿様側役仰付に付祝儀)	(君嶋藤内→落合長四郎→) 木村伝六→山田清左衛門様・石田庄兵衛様・佐藤五衛門様	
69	22上	文化11. 10. 27	〔留書〕(伊三郎店指物商佐吉引越願の件町内故障無き旨返答に付)		
70	22上	文化11. 10. 29	〔奉行所達〕(灰屋塚くね改に付町役人案内に可能出旨達)	小瀧常衛門・綿引彦重→-	
71	22上	文化11. 11. 2	〔奉行所達〕(相馬吉次郎下御町通行に付道橋掃除の旨)	小林兵十郎→(下御町)	
72	22上	文化11. 11. 16	〔公儀触〕(薩州比志嶋百姓中間奉公人勘四郎人相書)	土井大炊頭→林阿弥→御城付/小林兵十郎→(惣町)	
73	22下	文化11. 11. 24	〔奉行所達〕(寒念仏道心者念仏中歩行・蕎麦切売り餅売り火使用禁止に付)	小林兵十郎→(惣町)	
74	23上	文化11. 11. 24	人相書(金沢村水呑久米三郎乱心行衛不明に付)	小林兵十郎→-	奥書「右両通一同参り直ニ清水町へ角蔵ニ遣ス」
75	23下	文化11. 11. 25	〔奉行所達〕(峯姫様御婚礼に付祝儀の旨)	小林兵十郎→-	
76	23下	文化11. 11. 29	〔奉行所達〕(火の元改に付)	小林兵十郎→(惣町)	奥書「直ニ而直ニ清水町へ遣ス此方廻状も出ス」
77	23下	文化11. 12. 4	〔奉行所達〕(若殿様従三位中将任官に付祝儀の旨)	海野泉蔵→(惣町)	
78	24上	文化11. 12. 6	〔郡奉行所達〕(太田村煙草市荷取引東西半月替に致すべき旨)	大里御郡方→左近司長三郎→(たばこ屋共)	奥書「清水町へ角蔵江為持遣ス直ニ廻状廻ス」
79	24上	文化11. 12. 14	〔奉行所達〕(矢田登町奉行仰付に付祝儀の旨)	海野泉蔵→(惣町)	
80	24上	文化11. 12. 22	〔御用状〕(自分方調達金五分利金相渡に付)	三村儀八・菊池弥惣衛門→七軒町佐藤五衛門殿・本町目三郎平方・本四町目藤衛門方	奥書「十二月廿二日酉上刻三郎平殿へ秋太郎ニ為持遣ス」
81	24下	文化11. 12. 28	戌暮諸指銭帳(文化11年諸指銭帳写)		「右之通補金之内より名主利兵衛殿へ相渡シ申候事」
82	26下	文化11. 12. 28	〔廻状〕(鑑弘底に付御救の旨)	三村義八・菊池弥惣衛門→七軒町・本町町め・弐町め・三町め 名主中	奥書「尚々かミ町へも可被相廻候以上廻状出ス」
83	26下	文化12. 1. 13	〔奉行所達〕(人別改に付)	榊原藤三郎→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
84	27上	文化12. 1. 15	〔公儀触〕(諸国荒銅勝手取解禁に付)	牧野備前守→林阿弥→御城付/榊原藤三郎→	奥書「暮六ツ半時廻状出ス使留松」、公儀触の発給は(文化11年)12月
85	27上	文化12. 1. 16	〔公儀触〕(沼津宿外12ヶ宿困窮に付人馬賃・船賃・割増錢御定の旨)	土井大炊頭→丹阿弥→御城付/榊原藤三郎→石田庄兵衛殿	公儀触の発給は戊(文化11)年12月
86	28上	文化12. 2. 6	〔留書〕(本四町目伊勢屋仁兵衛七軒町市郎平跡町用金勘定掛任命の風聞に付)		奥書「同日祝義ニ参候所御酒出ル」
87	28上	文化12. 2. 7	〔留書〕(裏巻町目名主利兵衛七軒町市郎平跡清水道掛任命に付)		風聞に聞いていたところ評定役所にて手紙にて知る旨、奥書「八日ニ祝義ニ参候所御酒出ル」
88	28上	文化12. 2. 12	〔町年寄達〕(商札金貸出に付会所へ出頭の旨達)	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	
89	28上	文化12. 2. 12	〔御用状〕(合力手形認及び下館家中出立に付報告)	石田外→佐藤様	奥書「右申来り候に付直ニ海野泉蔵様へ差出シ申候」「右直シ候所在之御下ケニ相成候付相直シ十三日ニ石田氏持参差出指指候由之事」
90	28上	文化12. 2. 13	〔留書〕(石田庄兵衛南筋へ罷出留守頼に付)		
91	28下	文化12. 2. 14	〔奉行所達〕(良公様五十回御忌に付鳴物停止令)	君嶋藤内→(惣町)	
92	28下	文化12. 2. 19	〔奉行所達〕(町奉行矢田登町方見分に付)	君嶋藤内→(惣町)	
93	28下	文化12. 2. 24	〔奉行所達〕(町奉行町方見分時の事及び牢屋敷欠所刀脇指払の旨)	君嶋藤内→(佐藤五衛門)	奥書「直ニ廻状出ス吏富次郎」
94	28下	文化12. 2. 26	〔奉行所達〕(御制禁場所における殺生禁止に付)	君嶋藤内→	
95	29上	文化12. 2. 29	〔奉行所達〕(清水原御鹿狩に付火の元用心、狩場へ出る事の禁止)	君嶋藤内→	
96	29上	文化12. 3. 9	〔町年寄達〕(御町為替頼母子冥加金仕法延長に付)	加藤善九郎→(御町)	
97	29下	文化12. 3. 29	〔奉行所達〕(自身番免除、祭礼前御町見分に付)	小林兵十郎→	奥書「右廻状清水町へ角蔵ニ為持遣ス此方写シモ直ニ」
98	29下	文化12. 4. 9	〔奉行所達〕(昶の助様讃岐守様養子入に付)	海野泉蔵→	
99	29下	文化12. 4. 11	〔奉行所達〕(権現様二百回忌常葉山大照寺法事に付火の元用心の旨)	海野泉蔵→	奥書「清水町へ角蔵為持直ニ廻ス同格へ廻状出ス」

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
100	29下	文化12. 4. 12~17	〔奉行所達〕(祭礼に付諸事勤方申達)	海野泉蔵→-	奥書「但シ青物町へ孫兵衛へ為持遣し候已上」
101	30下	文化12. 4. 19~19	〔奉行所達〕(相馬長門守下町通行に付道橋掃除の旨)	海野泉蔵→(下御町)	奥書「直ニ西松ニ為持青物町へ遣ヌ廻状直ニ富次郎ニ遣ヌ」
102	30下	文化12. 4. 28	〔留書〕(通り判銭石田庄兵衛へ相渡に付)		使秋太郎
103	30下	文化12. 4. 22※	〔留書〕(松前奉行服部備後守鹿嶋通行の節人足余計に差出に付五衛門訴の旨)		
104	31上	文化12. 4. 29	〔留書〕(伊三郎店へ本二町目蒸物屋吉兵衛引越願に付)	-	
105	31上	文化12. 4. 晦	〔奉行所達〕(町内屋体勘定、継馬請負御救金下付に付)	海野泉蔵→石田庄兵衛殿・佐藤五衛門殿	勘定場所は武介宅
106	31上	文化12. 4. 29 ~5. 1	〔奉行所達〕(立番免除に付火の元用心の旨)	海野泉蔵→-	奥書「廻状直ニ出ヌ」
107	31下	文化12. 4. 23	〔奉行所達〕(江戸瀬戸物町嶋屋佐衛門仙台飛脚再興に付荷送心得方公儀触)	(幕府)→御町奉行・御郡奉行江(→水戸藩→)海野泉蔵→石田庄兵衛殿・佐藤五衛門殿	
108	31下	文化12. 5. 7	〔奉行所達〕(町年寄見習林八郎衛門退役、跡役鬼沢小左衛門へ申付に付)	榊原藤三郎→(惣町)	奥書「諸掛人改御廻状共ニ式通直ニ清水町江秋太郎ニ為持遣ヌ廻状直ニ出ヌ富次郎ニ為持木村へ遣ヌ」
109	31下	文化12. 5. 11	〔留書〕(鬼沢小左衛門町年寄見習就任御礼参上の風聴に付)		奥書「十二日ニ祝儀ニ参り候事」
110	32上	文化12. 5. 13	〔留書〕(鬼沢小左衛門跡泉町名主役美野屋伊兵衛へ申付の旨風聴に付)		奥書「十二日ニ祝儀ニ参り候事」
111	32上	文化12. 5. 14	〔奉行所達〕(株持の外は賃取稼禁止に付)	榊原藤三郎→(惣町)	奥書「直ニ清水町江富次郎持参尚又廻状も出ヌ」「右御達シに付年番兩人鼠町御役所へ御礼ニ十五日罷出候事上町も右申合ニ而上町年番ハ西町御役所へ罷出候筈年寄衆月番へも罷出候事」
112	32上	文化12. 5. 28	〔留書〕(本六町目より出火、48軒焼失に付)		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
113	32上	文化12. 6. 6	〔公儀触〕(上州勢多郡下大嶋村百姓麻衛門人相書)	松平伊豆守→丹阿弥→御城付/君嶋藤内→	4月28日夜に女房・悴とともに関所破りの罪により、公儀触の発給は亥5月
114	32下	文化12. 6. 20	〔留書〕(6月16日より荒神祭礼に付各町のとうろふ(出物)内容)	-	
115	33上	文化12. 7. 3	〔留書〕(荒神祭礼とうろふ余り賑々敷に付下町名主共御呵に付)	-	
116	33下	文化12. 7. 2	〔公儀触〕(贖指紙にて偽飛脚賃銭かたり取候者有のに付)	松平伊豆守→丹阿弥→御城付/小林兵十郎→	奥書「三日七ツ時廻り来り直ニ清水町へ西松ニ為持遣ス廻状も直ニ出ス」
117	34上	文化12. 7. 16	覚(讃州様御死者御用に付布団・枕差出の旨)		別紙共
118	34上	文化12. 8. 3	〔御用状〕(貯穀の者届出の旨御役所より御尋に付)	木村伝六→佐藤五衛門様	
119	34下	文化12. 8. -	口上の覚(貯穀の者無しに付届出書)	佐藤五衛門印・木村伝六印→御町御役所様	奥書「八月三日木村氏より指出シ申候事」
120	34下	文化12. 8. 4	口演(加藤善九郎末代本役次座家格仰付に付)	→岩田太郎衛門様・鈴木口兵衛様・木村伝六様・佐藤五衛門様	
121	34下	文化12. 8. 5	〔留書〕(本四町目藤衛門一代苗字御免の旨風聴に付)	-	
122	35上	文化12. 8. 8~25	口上(水道普請出来に付参集の旨用状)	(木村)伝六→	
123	35上	文化12. 8. 25	〔町年寄達〕(公方様御成物入に付参集の旨)	左近司長三郎→木村伝六殿(→山田氏・佐藤氏)	
124	35上	文化12. 8. 26	〔留書〕(公方様御成物入に付御用金割付の件)		
125	35上	文化12. 8. 27	〔留書〕(村田隆民屋敷裏へ本壺町目きく店弥介引越願に付故障無き旨返答)	-	
126	35下	文化12. 8. 27	〔町年寄達〕(申達有のに付参集の旨)	左近司長三郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
127	35下	文化12. 8. 28	〔留書〕(左近司長三郎より御用金割付・請書指出の旨仰付に付)	-	
128	35下	文化12. 9. 2	〔奉行所達〕(本多弾正少弼下町通行に付道橋掃除の旨)	榊原藤三郎→	奥書「直ニ青物町へ廻ス廻状も出ス使酉松」
129	35下	文化12. 9. 3	〔奉行所達〕(貸付金手形改に付評定所へ出頭の旨)	榊原藤三郎→佐藤五衛門殿	
130	35下	文化12. 9. 4	〔町年寄達〕(御用金請書指出方に付)	左近司長三郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
131	36上	文化12. 9. 4	〔奉行所達〕(御本丸男子誕生命名に付同名禁止)	榊原藤三郎→	奥書「清水町へ西松ニ為持遣ス廻状直ニ出ス」



番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
132	36上	文化12. 9. -	〔留書〕(御用金請書提出に付)		
133	36上	文化12. 9. 10	〔町年寄達〕(御用金上納期日に付)	加藤善九郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
134	36上	文化12. 9. 14	〔奉行所達〕(吉田明神祭礼に付町廻り先触)	榊原藤三郎→-	奥書「直ニ清水町へ富二郎ニ為持遣ス廻状も出ス」
135	36上	文化12. 9. 22	〔奉行所達〕(内藤播磨守交代にて下町通行に付道橋掃除の旨触)	榊原藤三郎→-	奥書「直ニ青物町へ富二郎ニ為持遣ス廻状も直ニ出ス」
136	36下	文化12. 9. 24	〔町年寄達〕(御用金上納方法に付)	落合長三郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
137	36下	文化12. 10. 1	〔留書〕(村田隆民店へ針医林昌引越願に付故障無き旨返答)	-	
138	36下	文化12. 10. 4	〔町年寄達〕(御用金上納期日に付)	左近司長三郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
139	36下	文化12. 10. 29	〔奉行所達〕(夜立番・火の元用心に付)	海野泉蔵→-	
140	37上	文化12. 11. 2	〔奉行所達〕(御目付朝倉五郎衛門下りに付火の元用心の旨)	海野泉蔵→-	奥書「清水町へ富二郎ニ為遣ス又廻状直ニ出ス」
141	37上	文化12. 11. 8	〔留書〕(本式町目組頭武衛門跡役油屋五郎兵衛組頭上役仰付の旨風聞に付)		
142	37上	文化12. 11. 15	〔町年寄達〕(町内店借の者入獄の節人別取計方に付尋ね)	加藤善九郎→-	奥書「直ニ清水町へ富二郎ニ為持遣ス廻状も直ニ出ス」
143	37上	文化12. 11. 15	〔町年寄達〕(居酒屋など肴屋浜方・鮭留での直買禁止の旨)	加藤善九郎→-	奥書「直ニ富二郎ニ清水町へ遣ス廻状も直ニ出ス」
144	37下	文化12. 11. 16	〔留書〕(青物町八百屋惣吉質屋株願済に付)		
145	37下	文化12. 11. 17	〔町年寄達〕(石田庄兵衛拝借金佐藤五衛門引請に付)	落合長三郎→佐藤五衛門殿	
146	37下	文化12. 11. 20~28	廻状(馬金取立期日に付)	石田庄兵衛→嶋利兵衛様・斎藤忠次衛門様・佐藤五衛門様・軍司藤四郎様・栗田平兵衛様・薄井久三郎様	
147	38上	文化12. 11. 29	〔奉行所達〕(火の元改のため町廻りに付先触)	海野泉蔵→-	奥書「右御廻状廿四通富二郎ニ為持清水町へ遣ス廻状直ニ出ス」
148	38上	文化12. 12. 9	〔奉行所達〕(寒念仏・道心者念仏歩の禁止、蕎麦切売・餅売類火気使用の禁止)	小林兵十郎→-	
149	38下	文化12. 12. 13	〔奉行所達〕(御先手物頭寛右平、盗賊改加役仰付に付)	小林兵十郎→-	奥書「清水町へ富次郎ニ為持遣ス廻状直ニ出ス同人」

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
150	38下	文化12. 12. -	口上覚（馬ないら妙薬取次売広めに付願書）	佐藤五衛門判→御町御役所様	奥書「右延紙横折認ニ而十二月十二日左近司長三郎殿江指出シ申候」
151	38下	文化12. 12. 19	〔町年寄達〕（薬売の金文字看板許可に付御礼参上の旨）	江幡次郎衛門→佐藤五衛門殿	奥書「御評定御役所并年寄月番江幡次郎衛門殿へ廿日朝御礼ニ罷出候事」
152	39上	文化12. 12. 16	口上覚（玉造村の者品々取込・心得違に付訴状）	佐藤五衛門印→御町御役所様	奥書「右之通延紙横折江相認メ年寄本役并月番江幡氏へ相届ケ直ニ御役所榊原藤三郎様へ指出シ申候尚又名主利兵衛方江も一ト通り相届ケ置申候事」「但シ別紙ニ白半切へ左之通相認メ添へ指出申候」
153	39下	文化12. 12. 16	覚（玉造村の者取込の品々書上、一件吟味次第）	佐藤五衛門→-	押之衆 五本松 館太郎、細谷 住谷千介
154	40上	文化12. 12. 21	〔奉行所達〕（馬金拝借証文に付差紙）	小林兵十郎→佐藤五衛門殿	出頭後の経過についての留書あり
155	40下	文化12. 12. 22	〔町年寄達〕（評定所への差紙）	江幡次郎衛門→佐藤五衛門殿	
156	40下	文化12. 12. 24	覚（鋸銭両替の旨廻状）	御役金方→-	
157	40下	文化13. 1. -※	〔奉行所達〕（佐藤五衛門問屋上座家格申付）	（町奉行白井平次兵衛→佐藤五衛門）	出張出座 小林兵十郎・榊原藤三郎、仰渡 江幡次郎衛門、御礼先 町奉行白井平次兵衛・谷田登 御役所 小林兵十郎・海野泉蔵・榊原藤三郎・君嶋藤内 年寄衆四人、本六丁目名主平兵衛も名主上座家格仰付の旨奥書あり
158	41上	文化13. 1. 13	〔奉行所達〕（人別改に付）	榊原藤三郎→-	
159	41上	文化13. 1. 13	〔奉行所達〕（歩伝馬遣高・諸職人其外馬持人改に付廻状）	広瀬伝五衛門・平野郷蔵→-	
160	41下	文化13. 1. 17	〔文化12年諸指銭帳〕	→名主利兵衛	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
161	43下	文化13. 1. 17	〔留書〕(駒口銭帳・証文2通御役所榊原藤三郎へ指上に付)	—	
162	43下	文化13. 1. 21	〔奉行所達〕(品物御返に付牢屋敷へ受取人差出の旨)	榊原藤三郎→佐藤五衛門殿	
163	43下	文化13. 1. 23	覚(御返品物請取書)	佐藤五衛門印→御町御役所様	奥書「右之通白半切認メニニ而請取書林兵衛ニ為持牢屋敷へ遣シ太之衛門殿方より請取参り申候依而御役所榊原藤三郎様江御礼ニ罷上り申候事」
164	44上	文化13. 2. 7	〔御用状〕(初午に付五節句同様神事開催の旨)	嶋利兵衛→佐藤五衛門様	奥書「但閏月利金之儀子二月十九日海野泉蔵様江伝六相候所御役金方上納之儀ハ金式十両宛十ヶ年賦ニ極り居り候間閏月利金者元金江組入取扱候様御口達之事、別紙附属状(質屋上納利金に付達)あり、裏表紙「問屋 佐藤五右衛門」
165	45上	文化13. 2. 7	〔町年寄達〕(初午に付五節句同様神事開催許可の旨)	左近司長三郎→木村伝六殿	奥書「右手紙木村氏より被遣候ニ付直々右小供衆ニ遣シ申候事」
166	45上	文化13. 2. 12	〔町年寄達〕(商札相済に付貸出の旨)	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	
167	45上	文化13. 2. 14	〔奉行所達〕(町人共絹服用禁令)	君嶋藤内→—	奥書「御廻状直ニ留松ニ為持清水町へ遣ス此方廻状も直ニ富二郎ニ為持木村へ遣ス」
168	45下	文化13. 2. 29	〔用状〕(手形印形の上廻達願)	海野屋宗五郎→—	
169	45下	文化13. 1. —	指上申手形の事	玉屋長衛門印・他14名連印→藤柄町名主兵三郎印・裏沓町め同利兵衛印・青物町同藤田郎印・本六町め同平兵衛印・しほ町同久三郎印・本七町目同惣兵衛印・高野惣次郎印→御町御役所様	
170	46上	文化13. —. 25	口上(久衛門宅見分に付報告)	石田→佐藤様	附属状

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
171	46下	文化13. 3. 1	〔留書〕(本六町目善衛門組頭役仰付の旨風聞に付)		
172	46下	文化13. 3. 9	〔奉行所達〕(於勝倉村御鹿狩に付火の元用心の旨)	海野泉蔵→-	
173	46下	文化13. 3. 14	〔御用状〕(落合氏御用にて御出の旨)	木村伝六→山田名・石田名・佐藤名	
174	46下	文化13. 3. 14	〔奉行所達〕(小林六左衛門町年寄、落合長四郎・塙七平町年寄並仰付に付)	榊原藤三郎→-	
175	47上	文化13. 3. 14	〔奉行所達〕(来月十七日祭礼に付風流物品書差出の旨)	小宮伴右衛門・平野郷蔵→-	奥書「右両通直ニ清水町へ富二郎ニ為持遣ス廻状も直ニ指出シ申候事」「追而雨天ニ候得者日送りニ有之候以上」
176	47上	文化13. 3. 15	〔町年寄達〕(清水道十丁目丁場より下普請に付水切の旨)	加藤善九郎→-	
177	47上	文化13. 3. 19	〔留書〕(七軒町人別組頭市郎跡役、吉郎衛門へ仰付の旨風聴に付)	-	
178	47上	文化13. 3. 29	〔奉行所達〕(同役海野泉蔵買物役仰付に付)	小林十郎→-	
179	47上	文化13. 3. 29	〔奉行所達〕(自身番御免に付火の元用心の旨)		
180	47下	文化13. 3. 29	〔奉行所達〕(祭礼前町見分に付先触)	小林十郎→-	
181	47下	文化13. 4. 3	御祭礼露弘供奉覚(本番15名・下番20名申付に付)	左近司長三郎・落合長四郎・江幡次郎衛門・加藤善九郎→-	
182	48上	文化13. 4. 3	〔町年寄達〕(祭礼前町見分に付再触)	左近司長三郎→-	
183	48上	文化13. 4. 3	覚(本町目会所にて闕所弘実施に付)	小林兵十郎→-	奥書「両通直ニ清水町へ富二郎ニ為持遣候廻状も出ス」
184	48上	文化13. 4. 14	〔奉行所達〕(祭礼開催に付諸事心得)	小林兵十郎→-	
185	48下	文化13. 4. 16	御祭礼露弘供奉覚(本番15名・下番10名申付に付)	左近司長三郎・落合長四郎・江幡次郎衛門・加藤善九郎→-	奥書「追啓笹嶋吉郎衛門義者本番ニ万一病氣出来候節之手当ニ十七日正七ツ時下谷迄相詰候様ニ御達可有之候急キ御廻シ留より早速可被返候以上」
186	49上	文化13. 4. 29	〔奉行所達〕(立番免許に付火の元用心の旨)	小林兵十郎→-	
187	49下	文化13. 5. 1	〔奉行所達〕(養蚕は上糸を作るべき旨、繭糸市立の件)	榊原藤三郎→-	
188	49下	文化13. 5. 6	〔町年寄達〕(塙七平、茂治右衛門と改名に付)	左近司長三郎→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
189	49下	文化13. 4. 23	〔留書〕(佐藤五右衛門商売用にて江戸表行願許可の旨)		
190	50上	文化13. 5. 8	〔留書〕(佐藤五右衛門帰着報告の旨)		
191	50上	文化13. 5. 11	〔留書〕(町内屋体勘定へ不出に付)		
192	50上	文化13. 5. 16	〔奉行所達〕(内藤播磨守下町通行に付道橋掃除の旨先触)	榊原藤三郎→-	
193	50上	文化13. 5. 16	〔奉行所達〕(寛右平・小河原甚五右衛門、盗賊改加役御免に付)	榊原藤三郎→-	
194	50上	文化13. 5. 18	〔奉行所達〕(本多弾正少弼参勤の為下町通行に付道橋掃除の旨先触)	榊原藤三郎→-	
195	50下	文化13. 5. 20	〔奉行所達〕(安藤対馬守参勤の為下町通行に付道橋掃除の旨先触)	榊原藤三郎→-	
196	50下	文化13. 5. 24	〔奉行所達〕(平野郷蔵へ御町与力仰付に付)	榊原藤三郎→-	
197	50下	文化13. 6. 4	〔奉行所達〕(小室左吉、口役へ転役仰付に付)	平野郷蔵→-	
198	50下	文化13. 6. 12	〔奉行所達〕(小林五郎作、内物書役仰付に付)	平野郷蔵→-	
199	50下	文化13. 6. 14	〔奉行所達〕(裏通へちり・あくた捨の儀禁止の旨)	平野郷蔵→-	
200	50下	文化13. 6. 15	〔留書〕(質帳2冊御改判頂戴の為榊原様へ提出の旨)	-	
201	51上	文化13. 6. 14	〔差紙〕(明朝拙宅へ)	榊原藤三郎→佐藤五衛門殿	
202	51上	文化13. 6. 15	〔留書〕(下新町役人中、商札金拝借利足上納、返済の件)		
203	51上	文化13. 7. 19	〔町年寄達〕(奈良屋町孝子丑五郎へ褒美の旨達書到来に付廻状)	落合長四郎→-	奥書「右清水町へ直ニ相廻シ申候廻状も直ニ指出シ申候事」
204	51下	文化13. 7. 19	〔奉行所達〕(入艾売買御免に付)	君嶋藤内→-	
205	51下	文化13. 8. 10	口上覚(御証文歩行夫取扱の儀、問屋取扱から名主取扱にすべき旨願書)	佐藤五衛門 印・石田庄兵衛 印→御町御役所様(平野郷蔵様)	
206	52上	文化13. 8. 10	〔奉行所達〕(賭碁・将棋御法度の旨)	小林兵十郎→-	
207	52上	文化13. 8. 14	〔留書〕(桧物町組頭金兵衛跡役、同町惣五郎へ仰付の旨風聴に付)		
208	52上	文化13. 8. 25	〔留書〕(借屋願許可の旨)		
209	52上	文化13. 8. 28	〔町年寄達〕(大下水払に付水路修繕の旨触)	落合長四郎→-	
210	52下	文化13. 8. 29	〔奉行所達〕(音物問屋以外の仲買人取引禁止の旨)	小林兵重郎→-	
211	52下	文化13. 閏8. 9	〔町年寄達〕(柵町掃除錢指替分、書拔依頼)	江幡次郎衛門→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	

水戸下市御用留(四)(文化10年~文政9年)

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
212	52下	文化13. 閏8. 24	〔町年寄達〕(殿様所労大切の段御達あれども、御機嫌伺には及ばざる旨触)	左近司長三郎→-	
213	52下	文化13. 閏8. 24	〔奉行所達〕(殿様逝去に付鳴物停止・立番火の元用心の旨触)	榊原藤三郎→-	
214	53上	文化13. 閏8. 25	〔奉行所達〕(若様遺領相続、葬儀の際の取締方に付触)	榊原藤三郎→-	
215	53上	文化13. 閏8. 26	〔奉行所達〕(鳴物停止令)	榊原藤三郎→-	
216	53下	文化13. 閏8. 27	〔町年寄達〕(役所御用繁多に付同列の内山本喜右衛門他4名、昼夜町廻等出勤の旨)	左近司長三郎・落合長四郎・江幡治郎右衛門・加藤善九郎→-	
217	53下	文化13. 閏8. 28	〔奉行所達〕(御通棺・御新葬・御法事の際、火の元更に入念用心の旨)	榊原藤三郎→-	
218	53下	文化13. 閏8. 26	〔町年寄達〕(殿様葬儀に付家作手入の旨)	左近司長三郎→-	
219	53下	文化13. 閏8. 28	〔青物町上申書〕(当町の町廻方武石常衛門病気に付、三次亦兵衛へ交代の旨)	青物町→-	
220	54上	文化13. 閏8. 29	〔町年寄達〕(殿様葬儀に付諸道具差出方指示)	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	奥書「尚々 尾張様御使者支度宿家老用人中小姓迄之御宿被仰付候間其旨御心得可被成候以上」
221	54上	文化13. 9. 2	〔奉行所達〕(殿様諡号、源武公と奉称に付)	平野郷蔵→-	
222	54上	文化13. 9. 2	〔奉行所達〕(日雇人賃銭、高値取禁止の旨)	平野郷蔵→-	
223	54下	文化13. 9. 4	〔奉行所達〕(五分利金貸出に付手形差出の旨)	榊原藤三郎→七軒町宗衛門方	
224	54下	文化13. 9. 7	〔町年寄達〕(殿様尊骸出棺、葬列に付先触)	江幡次郎衛門→-	
225	54下	文化13. 9. 8	〔町年寄達〕(重陽祝無用の旨)	江幡次郎衛門→木村伝六殿・山田清左衛門殿・佐藤五衛門殿	
226	54下	文化13. 9. 9	〔町年寄達〕(殿様葬列先触の儀長岡問屋へ懸合の旨、問屋場指引人材木町源次郎病気に付代役藤柄町左十へ申付の旨)	江幡次郎衛門→-	
227	55上	文化13. 9. 9	〔奉行所達〕(一橋民部卿逝去に付)	平野郷蔵→-	
228	55上	文化13. 9. 10	〔町年寄達〕(殿様御通棺道筋見分に付先触)	江幡次郎衛門→-	
229	55上	文化13. 9. 11	〔新町より急廻状〕(御通棺見分実施、町年寄衆より達しの旨に付)	新町より→-	
230	55上	文化13. 9. 11	〔佐藤五衛門用状〕(町奉行・若老町見分実施に付先触)	佐藤より→同格三名当テ	
231	55下	文化13. 9. 11	〔奉行所達〕(14日御通棺に付諸事心得方申触)	平野郷蔵→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
232	55下	文化13. 9. 11	〔奉行所達〕(14日御通棺に付諸事心得方申触)	平野郷蔵→-	奥書「尚々雨天ニ而も御廻り有之候間此旨御心得可有之候以上」
233	56上	文化13. 9. 11	〔町年寄達〕(奉行所役人町見分に付先触)	左近司長三郎・加藤善九郎→-	
234	56上	文化13. 9. 12	〔留書〕(町御見分に藩年寄、用人、町奉行、勘定奉行、町与力・同心並松迄御出の旨)	-	
235	56下	文化13. 9. 14	〔奉行所達〕(御通棺15日に延引の旨)	平野郷蔵→-	
236	56下	文化13. 9. 16	〔奉行所達〕(神主入中火の元用心の旨)	平野郷蔵→-	
237	56下	文化13. 9. 17	〔奉行所達〕(武公様新葬法事執行に付事静・火の元用心の旨)	平野郷蔵→-	
238	56下	文化13. 9. 17	〔奉行所達〕(肴売早衛門と申者病死、身元不明に付町内改の旨)	平野郷蔵→-	
239	56下	文化13. 9. 19	〔奉行所達〕(来26日武公様法事結願日に付普請停止の旨)	平野郷蔵→-	
240	57上	文化13. 9. 19	〔奉行所達〕(相馬長門守下町通行に付道橋掃除の旨先触)	平野郷蔵→-	
241	57上	文化13. 10. 1	〔奉行所達〕(若様遺領相続に付評定所へ御祝儀に罷出べき旨)	君嶋藤内→- (重立候町人)	奥書「麻上下着用御評定所役所江御祝儀ニ一同罷出候事」
242	57上	文化13. 10. 2	〔奉行所達〕(殿様思し召しにより官名を称する旨)	君嶋藤内→-	
243	57上	文化13. 10. 3	〔佐藤五右衛門用状〕(武公様葬儀の勤口日数申出べき旨)	(佐藤五右衛門)→-	奥書「尚々前例御書出物ニ有之候ハ、先例御見合御書出シ可在之候以上」「但シ吉田庄兵衛手前兩名ニ而問屋場手伝等迄書上申候委細五町めニ留有之候事」
244	57上	文化13. 10. 7	〔町年寄達〕(借家人引越願の件に付、武公様葬儀の駕籠損料申出べき旨、問屋場指引勘定の件尋)	加藤善九郎→石田庄兵衛殿・佐藤五衛門殿	
245	57下	文化13. 10. 10	覚(古高瀬船板材払下に付入札触)	御蔵方 塩崎甚助・高畑秀蔵→-	
246	58上	文化13. 10. 14	〔奉行所達〕(武士小路肴増言売・立番、御中陰後御免の旨)	君嶋藤内→-	
247	58上	文化13. 10. 27	〔留書〕(落合長四郎他より用立金返済延引申出に付)		
248	58上	文化13. 10. 29	〔奉行所達〕(立番・火の元用心の旨触)	君嶋藤内→-	

水戸下市御用留(四)(文化10年~文政9年)

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
249	58下	文化13. 10. 29	〔奉行所達〕(例年通り灰屋塚くね改実施に付先触)	小滝常右衛門・綿引彦重→-	奥書「藤柄町へ為持遣ス」
250	58下	文化13. 10. 晦	〔町年寄達〕(吉田明神祭礼願済に付)	左近司長三郎→-	
251	58下	文化13. 11. 7	〔町年寄達〕(本壺町目会所にて用立金元利返済に付)	左近司長三郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	奥書「尚々明後九日此度之御用立金会所ニ而致収納候間五つ半時御納可有之候其節印形も御持参可有之候以上」
252	58下	文化13. 11. 9	〔留書〕(町方より御用金千両用立に付)		
253	58下	文化13. 11. 10	〔留書〕(落合長四郎より先日の上町一件御達に付)		
254	59上	文化13. 11. 10	〔留書〕(武公様御儀に付、呵捨申付の旨御達しに付町年寄と内談)		
255	59上	文化13. 11. 9	〔町年寄達〕(桑の葉下入札指出の旨御達しに付)	落合長四郎→-	
256	59上	文化13. 11. 10	〔上町一件に付申渡〕(下町へ人足差出の際、問屋方賃銭疑心一件)		
257	59下	文化13. 11. 17	〔奉行所達〕(武公様新葬法事に付大赦の旨御達し)	(評定所役所)→-	奥書「右者延紙横折御認メニ而十一月十日御評定所御役所江御呼出ニ而被仰渡候由右御達書問屋共心得ニと御座候而年寄衆より御廻シニ付相写シ置候事」
258	59下	文化13. 11. -	〔上町一件に付申渡〕(武公様葬儀の際、上町より下町へ差出人足賃銭に付、問屋共疑心申出候一件)		
259	59下	文化13. 11. 23	〔奉行所達〕(念仏唱歩行、蕎麦売、醜売など禁止)	小林兵十郎→-	
260	60上	文化13. 11. 24	〔奉行所達〕(下町馬金200両願通り相済に付、手形差出の所)	小林兵十郎→石田庄兵衛殿・佐藤五衛門殿	
261	60上	文化13. 11. 26	〔奉行所達〕(武公様忌日8月19日に定め)	小林兵重郎→-	
262	60上	文化13. 11. 29	〔奉行所達〕(火の元改の為町廻り先触、自身番・立番差出方に付)	小林兵十郎→-	奥書「直ニ清水町へ西松ニ為持遣候廻状も直ニ出ス」
263	60下	文化13. 12. 7	〔町年寄達〕(米穀高直に付酒造高を減らすべき旨酒屋共へ御達しに付)	江幡治郎衛門→-	
264	60下	文化13. 12. 14	〔奉行所達〕(殿様中将宰相任官に付評定所役所へ御祝儀に罷出べき旨)	榊原藤三郎→-(重立候町人)	
265	60下	文化13. 12. 17	〔奉行所達〕(君嶋藤内、太田原伝内附属仰付に付)	榊原藤三郎→-	
266	60下	文化13. 12. 17	〔奉行所達〕(金沢村乱心者人相書)	榊原藤三郎→-	
267	61上	文化13. 12. -	〔留書〕(周伯跡へ矢倉同心長谷川新吾引越願に付)		



番 号	頁 段	年 代	件 名	発 給 関 係	備 考
268	61上	文化13. 12. 18	〔町年寄達〕(町人の内扶持方・合力銀初頂戴の者書上差出の旨)	加藤善九郎→木村伝六殿・石田庄兵衛殿・佐藤五衛門殿	奥書「右之通申来り候ニ付木村宅江寄り合書上ケを拵十九朝木村氏持参加藤氏江指出申候事」
269	61下	文化13. 12. 19	覚(御扶持頂戴人名届書)	佐藤五衛門 印・石田庄兵衛 印・木村伝六 印→御町御役所様	奥書「右延紙横打江相認メ十二月十九日朝木村氏持参加藤氏江差出シ申候事」
270	61下	文化13. 12. 26	〔町年寄達〕(御用に付私宅へ呼び出しに付)	左近司長三郎→木村伝六殿・山田佐左衛門殿・佐藤五衛門殿・斎藤忠次衛門殿	
271	62上	文化13. 12. 25	〔佐藤五右衛門用状〕(先日内々貴意伺いの一件石田氏意見は如何なるか)	(佐藤五右衛門) →-	
272	62上	文化13. 12. 25	〔留書〕(武公様新葬の節使者御用の諸品御用立に付小紙三束頂戴の旨)		奥書「廿六日ニ丁駒三把紙包水引繕左近司氏より請取申候事」
273	62上	文化13. 12. 26	〔留書〕(下金町名主市次郎、名主上格仰付の旨風聴に付)		
274	62上	文化14. 1. -	子暮諸指銭帳(文化13年諸指銭帳写)		奥書「右之通丑正月 名主利兵衛殿江相渡申候事」
275	64上	文化14. 1. 7	酒井若狭守殿より林阿弥を以御城付共へ一紙ニ而御渡候御書付写(武蔵国多摩郡小曾木郷根ヶ布村諏訪明神所持の社領御朱印4通紛失に付)	(酒井若狭守→林阿弥→水戸藩→) 平野郷蔵→-	
276	64下	文化14. 1. 13	〔奉行所達〕(人別改に付)	平野郷蔵→-	
277	64下	文化14. 1. 13	〔奉行所達〕(伝馬遣高・諸職人・馬持人届出べき旨)	広瀬伝五衛門・小室左吉→-	
278	65上	文化14. 1. 26	〔奉行所達〕(公儀代官寺寺西重次郎下町通行に付道橋掃除の旨先触)	平野郷蔵→-	
279	65上	文化14. 2. 3	〔奉行所達〕(七軒町筵銭願の件、組頭吉兵衛より相聞候旨)		
280	65上	文化14. 2. 4	〔奉行所達〕(塙重衛門町与力仰付に付)	小林兵重郎→-	
281	65上	文化14. 2. 2	文化十四年丑二月二日御口達の写(七軒町筵銭の儀、願書へ下札いたす者名前書上)		奥書「右御達の写シ名主利兵衛殿方より為見候ニ付写シ置候」
282	65下	文化14. 2. 7	〔御用状〕(初午神事御伺相済の旨加藤氏より申来に付)	曲尺手町・十町目→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
283	65下	文化14. 2. 6	〔町年寄達〕(初午神事御伺相済に付)	加藤善九郎→高野惣右衛門殿	
284	65下	文化14. 2. 9	〔奉行所達〕(本丸にて松平信の進誕生に付、同名禁止の旨)	小林兵重郎→-	
285	66上	文化14. 2. -	乍恐以書付奉願上候事(石田庄兵衛借入金70両、困窮に付元金居の旨願)	石田庄兵衛印→佐藤五右衛門→御町御役所様	
286	66上	文化14. 2. -	乍恐以書付奉願上候事(石田庄兵衛借入金30両、困窮に付元金居の旨願)	石田庄兵衛印→佐藤五右衛門→御町御役所様	奥書「右両通延紙横折認ニ而二月十一日石田氏指出可申由ニ付五町め江為持遣候事」
287	66下	文化14. 2. -	覚(諸指銭など割余金、七軒町丁用金へ組入の旨願書)	佐藤五右衛門 印→御町御役所様	奥書「右延紙横折江相認十日ニ御会所ニ而加藤氏江指出申候」
288	66下	文化14. 2. 24	〔奉行所達〕(城下近村用水普請の節魚殺生禁止の旨)	小林兵十郎→-	
289	67上	文化14. 3. 13	〔留書〕(御新葬の節町方痛に付質屋株冥加金拝領割方、七軒町組頭伺に付返答の旨)		
290	67下	文化14. 3. 16	覚(瓜連村百姓四郎兵衛後家とよ行衛不明に付手配書)	塙重衛門→-	
291	67下	文化14. 3. 29	〔奉行所達〕(自身番免許に付火の元用心の旨、祭礼前町見分に付先触)	塙重衛門→-	
292	68上	文化14. 3. 29	〔奉行所達〕(闕所刀脇差入札に付)	塙重衛門→-	
293	68上	文化14. 4. 4	御祭礼露弘供奉覚(本番15名・下番20名書上)	左近司長三郎・落合長四郎・江幡次郎衛門・加藤善九郎→-	
294	68下	文化14. 4. 11	〔用状〕(宮部桃源姫いの舅孝行に付褒賞の旨の達書に付)	青物町・紺屋町住居 元御広間坊主→奉行より御奉行中へ	
295	69上	文化14. 4. 13	〔町年寄達〕(御新葬の節用立の夜具損料渡方に付)	落合長四郎→佐藤五衛門殿	
296	69上	文化14. 4. 13	覚(御新葬の節用立の夜具損料請取に付)		
297	69下	文化14. 4. 11	〔奉行所達〕(祭礼に付諸事取締方申渡)	平野郷蔵→-	
298	70上	文化14. 4. -	覚(昨年九月十五日御通棺の際の入用書上)		奥書「右役所より仕出書浅田屋相廻り右之振を以浅田屋より石田氏へ廻相廻り夫より此方分計請取」
299	70上	文化14. 4. 19	覚(昨年九月十五日御通棺の際の諸入用請取)	本七町め 浅田屋権兵衛→石田庄兵衛様御店江	

番 号	頁 段	年 代	件 名	発 給 関 係	備 考
300	71上	文化14. 4. 29	〔奉行所達〕（立番免許に付火の元用心の旨）	平野郷藏→-	
301	71上	文化14. 5. 4	〔奉行所達〕（八月十九日武公様御忌日に付殺生禁止の旨）	榊原藤三郎→-	
302	71上	文化14. 5. 4	〔奉行所達〕（相馬長門守下町通行に付先触）	榊原藤三郎→-	
303	71下	文化14. 5. 11	〔奉行所達〕（公方様実母死去に付鳴物停止令）	榊原藤三郎→-	
304	71下	文化14. 4. 晦 ～5. 15	〔奉行所達〕（御勝手向難渋に付御用金上納の旨）		奥書「丑四月晦日御達之由」 「同五月十五日左近司氏江 参り候得者幸と御座候間内 達ニ付右達シ書借用写シ置 候御達シ書直々相返シ申候 事」
305	71下	文化14. 6. 2	〔奉行所達〕（公方様姫君尾張廉中淑姫死去に付鳴物停止令）	小林兵重郎→-	
306	72上	文化14. 6. 9	〔町年寄達〕（下町にて芦に詰めた花火売買禁止の旨御達に付）	江幡治郎右衛門→-	
307	72上	文化14. 7. 4	〔奉行所達〕（町医兼川寿軒娘孝行に付褒賞の旨仰渡）	（奉行所）→名主利兵衛→-	奥書「右者丑七月四日被 仰渡書書通」 「名主利兵衛 殿より内々被相廻候ニ付写 シ置申候」
308	72下	文化14. 7. 9	〔町年寄達〕（本多弾正少弼通行に付道橋掃除の旨）	埴重衛門→-	
309	72下	文化14. 8. 15	〔奉行所達〕（武公様一周忌に付鳴物停止・火の元用心の旨）	平野郷藏→-	
310	72下	文化14. 8. 17	〔奉行所達〕（神主江戸より御下りに付道橋掃除の旨）	平野郷藏→藤柄町・裏町め	奥書「右名主十九日ニ廻状 出ス」
311	73上	文化14. 8. -	口上覚（急御用早馬の儀、下町問屋馬は差支に付長岡へ仰付くださったき旨願書）	佐藤五右衛門印・石田庄兵衛印→御町御役所様	奥書「右延紙横折江相認メ 廿一日朝平野郷藏様へ五衛 門持参差出シ申候事」
312	73下	文化14. 8. -	口上覚（近年支配町々名主勤方不宜に付願書）	佐藤五右衛門印・石田庄兵衛印→御町御役所様	奥書「右延紙横折江相認候」
313	74上	文化14. 9. 2	〔町年寄達〕（大下水払に付通知）	左近司長三郎→-	
314	74上	文化14. 9. 8	〔奉行所達〕（肅公様百回忌に付鳴物停止、火の元用心の旨）	榊原藤三郎→-	
315	74上	文化14. 9. 8	〔町年寄達〕（法事にて讚州様御使者到来の節は夜着指出の旨）	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	

水戸下市御用留（四）（文化10年～文政9年）

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
316	74下	文化14. 9. 9	〔留書〕(讃州様御使者御出に付夜着・枕指出の旨左近司氏より申来)		奥書「十三日ニ品帰り申候」
317	74下	文化14. 9. 14	〔奉行所達〕(吉田明神祭礼に付町見分の旨先触)	神原藤三郎→-	
318	74下	文化14. 10. 3	覚(鋸・斧など入札触)	加藤善九郎→-	
319	75上	文化14. 10. 15	〔奉行所達〕(恭岳院様二十五回忌法事に付鳴物・殺生停止、火の元用心の旨)	小林兵重郎→-	
320	75上	文化14. 10. 19	〔町年寄達〕(下町穀屋共不心得の旨御達に付)	左近司長三郎→-	
321	75上	文化14. 10. 24	〔町年寄達〕(御用金上納の件請書差出すべき旨)	左近司長三郎→木村伝六殿・山田清左衛門殿・佐藤五衛門殿	
322	75下	文化14. 10. 24	〔奉行所達〕(文公様十三回忌に付鳴物・殺生停止、火の元用心の旨)	小林兵十郎→-	
323	75下	文化14. 10. 25	口上覚(御用金上納の旨請書)	佐藤五衛門印・山田清左衛門印・木村伝六印→御町(年)寄衆	奥書「右請書一紙ニ而宣候旨年寄衆より申来り木村氏ニ而延紙横折江相認メ参り印形極メ遣候事十月廿五日」
324	75下	文化14. 10. 29	〔奉行所達〕(立番差出、火の元用心の旨)	小林兵十郎→-	奥書「廻状直ニ清水町へ金次郎為持遣ス廻状も出ス」
325	76上	文化14. 10. 29	〔留書〕(本町目佐渡屋清左衛門屋敷大破に付御金荷御宿御免の旨願出一件)	-	
326	76上	文化14. 11. 3	〔奉行所達〕(灰屋境くね改の為町廻りに付先触)	綿引彦十・小瀧常右衛門→-	
327	76上	文化14. 11. 5	〔留書〕(清水町宗左衛門へ支配人別役仰付の旨風聴に付)		
328	76下	文化14. 11. 29	〔奉行所達〕(火の元改に付先触、自身番・立番差出方に付、町内諸事取締方に付)	塙重衛門→-	奥書「右御廻状へ御米呑く人足廻状添へ青物町へ藤吉ニ為持遣」
329	76下	文化14. 12. 3	〔奉行所達〕(浄性院殿、此度より様付の旨)	平野郷藏→-	
330	76下	文化14. 12. -	口上覚(古手商売不商・居宅手狭に付、本町目会所裏明地拝借願)	佐藤五右衛門印→(加藤善九郎)	奥書「右延紙横折江認メ当テなしニ而加藤善九郎殿へ十五日ニ指出シ申候」願書の結果について但書あり
331	77下	文化14. 12. 14	〔奉行所達〕(左近司長三郎町年寄並、鈴木太兵衛同見習仰付に付)	平野郷藏→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
332	77下	文化15. 1. 15	丑暮諸指銭帳（文化14年諸指銭帳写）		奥書「右之通寅正月十一日 名主利兵衛殿へ相渡候事」
333	79下	文化15. 1. 13	〔奉行所達）（人別改に付）	榊原藤三郎印→-	
334	79上	文化15. 1. 15	〔留書）（会所裏拝借地、平野郷助他見分に付）		
335	79上	文化15. 1. -	〔町名主勘定）（本壱町目会所裏明地佐藤五衛門拝借の件、七軒町浮役銭割合にて勘定に付）	裏壱町め名主 利兵衛印→-	
336	80下	文化15. 1. 16	〔御用状）（浮役割付書付の件、急用にて差上兼候に付）	嶋利兵衛→佐藤五右衛門様	奥書「右之通申り候ニ付 浮役割書付直ニ平野郷蔵様 へ持参指上り申候事」
337	80下	文化15. 1. 17	〔町年寄達）（木村伝六・佐藤五衛門、本壱町目会所へ出頭すべき旨）	加藤善九郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
338	80下	文化15. 1. 18	〔留書）（会所にて平野郷蔵より姫君縁談に付御用金用立の件仰渡の旨）		御用金割付高書上あり、奥書「右者年寄り衆より借用写シ置申候」
339	81下	文化15. 1. -	覚（御用金上納の旨請書）	佐藤五衛門印・木村伝六印・落合竜助印→御町御役所様	奥書「右延紙横折ニ而認直ニ御会所ニ而指出シ申候事」
340	81下	文化15. 1. 28	〔留書）（御会所裏空地拝借の件願済の旨）		奥書「但シ御礼廻り鼠町御役所月番江計罷出可然候由ニ御坐候」「尤明朝罷出候様ニと御座候事」
341	82上	文化15. 1. 29	〔留書）（御会所裏空地拝借の件に付御礼廻りの旨）		
342	82上	文化15. 2. 4	〔町年寄達）（御用金半金御返済に付）	江幡次郎衛門→木村伝六殿・山田清左衛門殿・佐藤五衛門殿	
343	82下	文化15. 2. 4	〔御用状）（商札貸出の儀に付通知）	木村伝六→佐藤五衛門様	
344	82下	文化15. 2. 5	〔勘定掛木村伝六、中居屋敷の町役金免許の旨仰渡）	（奉行所）→木村伝六	奥書「寅二月五日被 仰渡書借用相写置候事」
345	82下	文化15. 2. 5	〔奉行所達）（津田村百姓乱心・行衛不明に付人相書写）	小林兵十郎→-	
346	83上	文化15. 2. 5	〔町年寄達）（木村伝六屋敷町役免許の旨）	江幡次郎衛門→-	
347	83上	文化15. 2. 11	〔奉行所達）（細谷村河岸善左衛門河岸株・家屋敷闕所に付入札触）	小林兵十郎→-	
348	83上	文化15. 2. 19	〔町年寄達）（御用金上納の件）	左近司長三郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	

水戸下市御用留（四）（文化10年～文政9年）

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
349	83下	文化15. 2. 20	〔公儀触〕(銀取引に付)	青山下野守→丹阿弥→御城付/小林兵十郎→-	
350	84上	文化15. 2. 23	〔留書〕(御用金上納の旨)		
351	84上	文化15. 2. 24	〔奉行所達〕(広瀬伝五右衛門、口書役仰付の旨)	小林兵十郎→-	
352	84上	文化15. 2. 晦	〔留書〕(裏五町目広吉、人別組頭役仰付の旨風聴に付)		
353	84上	文化15. 3. 14	〔奉行所達〕(關所品入札触)	塙重衛門→-	奥書「并御祭礼風流物并出入書上廻状も一同相廻り候事」
354	84上	文化15. 3. 20	〔町年寄達〕(差紙)	加藤善九郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
355	84下	文化15. 3. 19	〔留書〕(祭礼供奉茶弁当請取の旨)		
356	84下	文化15. 3. 20	御達書(臨時御用金上納の旨称美)		奥書「寅三月廿日加藤善九郎殿宅ニ而御達尤御礼御評定所江可罷出候筈ニ御座候所御用捨ニ被仰付候事」
357	84下	文化15. 4. 2	〔町年寄達〕(祭礼露払本番・下番に付)	加藤善九郎・左近司長三郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
358	84下	文化15. 4. 2	御祭礼露払供奉割(本番15名・下番20名申付)	鈴木太兵衛・左近司長三郎・江幡次郎衛門・加藤善九郎→-	
359	85上	文化15. 4. 16	御祭礼露払供奉(供奉人出頭刻限に付達)		奥書「名主方より写シニ参り候事」
360	85下	文化15. 4. 18	〔町年寄達〕(祭礼渡御雨天に付延期の旨)	江幡次郎衛門→-	
361	85下	文化15. 4. 19~20	〔留書〕(祭礼の経過に付)		
362	86下	文化15. 4. 16	御祭礼露払供奉(本番15名・下番10名書上、揃方に付申達)		別紙(1)
363	87上	文化15. 4. 2	御祭礼露払供奉割(本番15名・下番20名申付の旨)	鈴木太兵衛・左近司長三郎・江幡治郎衛門・加藤善九郎→-	別紙(2)
364	88上	文化15. 4. 7※	〔用状〕(祭礼供奉順入組認指出の旨)	甘利(カ)→佐藤様	別紙(3)
365	88上	文化15. 4. 12	〔奉行所達書〕(町見分に付先触)	平野郷蔵→-	別紙(4)
366	88下	文化15. 4. -	〔留書〕(祭礼供奉入目指銭不足に付)		別紙(5)
367	89上	文化15. 2. 19※	〔町年寄達〕(御用金改収納実施に付)	左近司長三郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	別紙(6)、(裏表紙) 「問屋 佐藤五右衛門」

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
368	90上	文化15. 5. 2	〔公儀触〕（貳分判金新規吹立に付）	酒井若狭守→丹阿弥→御城付／榊原藤三郎→-	
369	90上	文化15. 5. 2	〔奉行所達〕（立番引及び廻状指出の件に付）	鈴木太兵衛→-	
370	90下	文化15. 5. 3	〔奉行所達〕（3日夜より立番免許の義に付）	榊原藤三郎→（佐藤五右衛門）	
371	90下	文化15. 5. 4	〔御用状〕（拝借金受け取りの義に付）	榊原藤三郎→佐藤五衛門殿	
372	90下	文化15. 5. 7	〔御用状〕（御用に付呼出）	鈴木太兵衛→佐藤五衛門殿	
373	90下	文化15. 5. 7	〔奉行所達〕（文政改元に付）	榊原藤三郎→利兵衛→佐藤五衛門様	会所寄合の席で通達された廻状を利兵衛が写し、五衛門へ見せたもの
374	91上	文政1. 5. 8	〔奉行所達〕（育子の儀に付）	（町奉行）→鈴木太兵衛→加藤氏・江幡氏→佐藤五衛門	文化10年の達しの再触／鈴木邸で加藤・江幡両氏が受けた口達を佐藤氏が書き留めたもの
375	91下	文政1. 5. 26	〔奉行所達〕（榊原弾正少弼殿参勤のため下町通行に付）	榊原藤三郎→（町年寄）	
376	91下	文政1. 6. 4	〔御用状〕（駒口銭帳見届け、回覧の義に付）	小林兵十郎→佐藤五衛門殿	帳面は次に石田氏へ廻す。
377	91下	文政1. 6. 9	〔公儀触〕（貳分判他通用の儀に付）	青山下野守→丹阿弥→御城付／小林兵重郎→本町老丁目 後藤三兵衛役所・本革屋町三谷三九郎・室町三丁目 竹原屋文右衛門・堀留一丁目 升や源四郎・駿河町 三井次郎右衛門・上楨町 泉屋吉次郎・金吹町 播磨屋新右衛門・大伝馬一町め 殿村佐五郎	奥書に「藤吉ニ遣ス」とあり／5月の公儀触
378	92上	文政1. 6. 15	〔奉行所達〕（松平陽七郎様御誕生に付）	小林兵十郎→-	
379	92下	文政1. 6. 20	〔御用状〕（荒神祭礼延期に付）		
380	92下	文政1. 7. 21	〔奉行所達〕（町人制服着用禁止に付）	塙重右衛門→（佐藤五右衛門）	
381	92下	文政1. 8. 4	〔奉行所達〕（盗賊改廻町に付）	平野郷蔵→（佐藤五右衛門）	「御先手物頭寛有平殿、北河原甚五衛門殿盗賊改加役被仰付」
382	92下	文政1. 8. 6	〔奉行所達〕（栄三郎娘きち風与出に付容体書）	平野郷蔵→-	
383	93上	文政1. 8. 10	御触写（肴商売の町人の直買禁止に付）	平野郷蔵→-	
384	93上	文政1. 8. 11	〔奉行所達〕（武公様3回忌の為鳴り物停止に付）	平野郷蔵→-	
385	93下	文政1. 8. 9	〔御肴方達〕（肴直買禁止に付）	御肴方 判→-	
386	93下	文政1. 8. 24	〔町年寄達〕（讃州様御使者の節夜具他指出に付）	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
387	93下	文政1. 8. 26	覚(讃州様御使者夜具指出に付請書)	佐藤五衛門→御町御年寄衆	
388	94下	文政1. 8. 29	[奉行所達](大下水払の儀に付)	鈴木太兵衛→-	
389	94下	文政1. 9. 2	[奉行所達](浚明院様33回忌御法事御執行に付)	榊原藤三郎→-	
390	94下	文政1. 9. 12	[奉行所達](公儀御代官西重次郎殿御町止宿に付)	榊原藤三郎→-	
391	94下	文政1. -. 17	[抹消記事](讃州様御使者用立の夜具損料の件)	-→-	全文抹消~393の記事の書き損じカ
392	94下	文政1. 9. 14	[奉行所達](吉田明神祭の案内に付)	榊原藤三郎→-	
393	95上	文政1. 9. 17	[奉行所達](讃州様御使者夜具損料渡方に付)	加藤善九郎→木村伝六殿・佐藤五衛門	
394	95上	文政1. 9. 18	口上(讃州様御使者夜具損料渡方の請書)	伝六(木村伝六)→(加藤善九郎)	
395	95上	文政1. 9. 21	[公儀触](式歩判通用の儀に付)	水野出羽守→丹阿弥→御城付/塙重衛門→-	
396	95下	文政1. 10. 3	[奉行所達](公儀御代官西重次郎殿御町御通行に付)	小林兵十郎→-	
397	95下	文政1. 10. 6	[御用状](拝借金渡方に付)	榊原藤三郎→佐藤五衛門殿	拝借金の渡し方は、榊原邸で内々に
398	95下	文政1. 10. 17	[奉行所達](廻町案内に付)	鈴木太兵衛→-	
399	95下	文政1. 11. 9	[奉行所達](小宮伴衛門与力任命に付)	塙重右衛門→-	
400	95下	文政1. 11. 21	[町年寄達](御用立金返済方の儀に付)	(左近司長三郎→)木村伝六→佐藤五衛門様	
401	96上	文政1. 11. 29	[奉行所達](火の元改の儀に付)	塙重衛門→-	
402	96上	文政1. 12. 1	[奉行所達](島田正八郎内物書任命に付)	小宮伴衛門→-	
403	96下	文政1. 12. 5	[御用状](御用金収納並びに返済の手伝いに付)	江幡次郎衛門→佐藤五衛門殿	本町町目会所へ呼び出し。七軒町へは算盤・硯の貸し出し要請あり。
404	96下	文政1. 12. 5	[御用状](御用金収納並びに返済に付)	江幡次郎衛門→木村伝六殿・佐藤五衛門殿・山田清左衛門殿	
405	96下	文政1. 12. 7	[奉行所達](馬金拝借手形受取に付)	小宮伴衛門→石田庄兵衛殿・佐藤五衛門殿	
406	96下	文政1. 12. 9	[奉行所達](榊原藤三郎養母病死に付)	小宮伴衛門→-	
407	96下	文政1. 12. 13	[奉行所達](加藤善九郎改名に付)	江幡次郎衛門→-	
408	97上	文政1. 12. 16	口上(笠間様より下さるにつき百疋指上の件)	庄兵衛(石田庄兵衛)→五衛門(佐藤五衛門)様	
409	97上	文政1. 12. 21	[奉行所達](裏五町目伊勢屋善右衛門若者、馬口芳町出生惣兵衛へご褒美として青銅三貫文下さるに付)	鈴木太兵衛→-	



番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
410	97下	文政1. 12. 大晦	覚(清水喜衛門殿への裏御土地代支払いに付)	→→	金百疋。包み方の方法についての記録有り。
411	97下	文政2. 1. 11	[奉行所達](人別改に付)	塙重右衛門→→	
412	97下	文政2. 1. 11	[奉行所達](夫伝馬遣高・馬指・諸職人吟味の儀に付)	中川彦四郎・小室佐吉→→	
413	98上	文政2. 1. 22	[文政元年諸指銭帳写]	(佐藤五衛門)→名主 利兵衛	
414	100下	文政2. 2. 7	[用状](初午神事執行の廻状依頼に付)	嶋利兵衛→佐藤五衛門様	
415	100下	文政2. 3. 19	[奉行所達](清水原鹿狩に付)	塙重衛門→→	
416	100下	文政2. 3. 27	[奉行所達](牢屋敷にて欠所・刀・脇指など払いに付)	塙重衛門→→	
417	100下	文政2. 3. 29	[奉行所達](自身番免許・御祭礼前の御町見聞に付)	塙重衛門→→	
418	101上	文政2. 4. 6	[奉行所達](上町同役鬼沢小左衛門改名に付)	江幡次郎衛門→→	小左衛門は枠へ譲り、自身は小衛門と改名
419	101上	文政2. 4. 11	[奉行所達](御祭礼立番・町方見分他の儀に付)	小宮伴衛門→→	
420	101下	文政2. 4. 13	[奉行所達](御町出火の節火防人足喧嘩停止の儀に付)	鈴木太兵衛→上下御町役人共	
421	102上	文政2. 4. 16	御祭礼露供奉覚	鈴木太兵衛・左近司長三郎・加藤又右衛門→→	廻状の写
422	102下	文政2. 4. 24	[留書](岡田徳兵衛引越に付)		
423	102下	文政2. 4. 26	[奉行所達](相馬長門守殿下町御通行の為掃除に付)	小宮伴衛門→→	
424	102下	文政2. 4. 晦	[奉行所達](立番免許の儀に付)	小宮伴衛門→→	
425	103上	文政2. 閏4. 15	[奉行所達](武士小路の案摩針治療禁止に付)	加藤又右衛門→→	
426	103上	文政2. 閏4. 19	[公儀触](無宿嘉兵衛人相書)	水野出羽守→林阿弥→御城付/榊原藤三郎→→	
427	103下	文政2. 閏4. 26	[公儀触](真鍮吹方の儀に付)	水野出羽守→丹阿弥→御城付/榊原藤三郎→→	
428	104上	文政2. 5. 2	[町年寄達](御町方御用金の儀に付)	木村伝六→山田清左衛門様・佐藤五衛門様	
429	104上	文政2. 5. 5	[奉行所達](千波沼藻掃の儀に付)	鈴木太兵衛→→	
430	104上	文政2. 5. 12	[奉行所達](細谷村河岸善左衛門欠所品払下に付)	小林兵十郎→→	
431	104下	文政2. 5. 23朝	[用状](水道普請に付)	(歩行夫役茂兵衛→佐藤五衛門→→)	
432	104下	文政2. 5. 23	[奉行所達](水道普請のため水が濁る件に付)	鈴木太兵衛→→	
433	104下	文政2. 5. 24	[奉行所達](御町内若者風儀不心得の儀に付)	鈴木太兵衛→→	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
434	104下	文政2. 6. 15夕	[留書] (駒口銭帳御見届済に付)		
435	104下	文政2. 6. 15	[留書] (木村伝六留守のため御用向代替依頼)	(木村伝六→佐藤五衛門)	木村よりの口達依頼の書留
436	105上	文政2. 6. -	[留書] (琉球船難船漂着の儀に付)		琉球人名録付記
437	105上	文政2. 6. 21	[奉行所達] (本多弾正少弼殿御通行の為道橋掃除に付)	塙重右衛門→-	
438	105上	文政2. 7. 8	[奉行所達] (松平直七郎様御誕生に付)	小宮伴衛門→-	
439	105下	文政2. 7. 10	[奉行所達] (南酒売高証文雛形の件)	鈴木太兵衛→-	
440	105下	文政2. 7. 11	[公儀触] (式分判金引替の件に付)	水野出羽守→丹阿弥→御城付/小宮伴衛門→-	
441	106上	文政2. 7. 12	[公儀触] (物価引下の件に付)	水野出羽守→丹阿弥→御城付/小宮伴衛門→-	
442	106上	文政2. 7. 24	[奉行所達] (物価引下の件に付)	加藤又衛門→-	
443	106下	文政2. 8. 9	[町年寄達] (大下水払の儀に付)	左近司長三郎→-	
444	106下	文政2. 8. 15	[留書] (御役名変更の儀に付)	(左近司長三郎→佐藤五衛門)	
445	107上	文政2. 8. 15	[町年寄達] (諸品直段書付提出の件)	左近司長三郎→-	
446	107上	文政2. 8. 18	[留書] (仙台中伊達内蔵殿通行に付)		
447	107上	文政2. 9. 9	[奉行所達] (御町内より付出しの商荷物の儀に付)	塙重衛門→-	
448	107下	- . - . -	[江戸町奉行触] (文化10年3月28日十組問屋仲間への株札交付令)		吉兵衛殿より写を借りて、心得として写し置いたもの。
449	108上	文政2. 9. 24	[公儀触] (吹き直し小判式歩判の儀に付)	水野出羽守→林阿弥→御城付/塙重衛門→-	触は二通
450	108下	文政2. 9. 28	[御用状] (御買穀の儀に付)	鈴木太兵衛→木村伝六殿→落合・石田・山田・佐藤	佐藤氏は廻状を受けたあとで、落合氏へ廻している。
451	109上	文政2. 10. 2	[奉行所達] (榊原藤三郎死去に付)	小宮伴衛門→-	小宮と榊原は同役
452	109上	文政2. 10. 6	[奉行所達] (嘉千代様ご誕生に付)	小宮伴右衛門→-	
453	109上	文政2. 10. 12	[奉行所達] (大高織衛門御町年寄見習就任に付)	小宮伴衛門→-	
454	109上	文政2. 10. 17	[町年寄達] (呼出状)	左近司長三郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
455	109下	文政2. 10. 16	[留書] (大高織衛門への風聴に付)		454に関連
456	109下	文政2. 10. 17夕	[留書] (買置初金額の儀に付)	(左近司長三郎→佐藤五衛門)	木村が里方へ出張のため、佐藤氏が代わりに用聞き
457	109下	文政2. 10. -	口上 (買置初金の儀に付)	佐藤五衛門印→御町御役所様	口上書は21日の夕方に、延紙横折に認めて左近司長三郎へ提出

番 号	頁 段	年 代	件 名	発 給 関 係	備 考
458	110上	文政2. 10. 22	〔留書〕(買置穀の儀に付左近司長三郎よりの呼び出し)		
459	110上	文政2. 10. 24	〔町年寄達〕(かわち見分の儀に付)	左近司長三郎→山田清左衛門殿・落合龍介殿・佐藤五衛門殿	
460	110上	文政2. 10. 24	〔奉行所達〕(小室左吉与力就任に付)	小宮伴衛門	
461	110上	文政2. 10. 25	〔町年寄達〕(買置初御請書差出に付)	左近司長三郎→木村伝六殿	提出は25日の夕方
462	110下	文政2. 10. 25	覚(買置初請書写)	佐藤五衛門印・木村伝六印→御町御役所様(左近司長三郎)	461に関連
463	110下	文政2. 10. 26	〔町年寄達〕(富士講加波山講御師逗留の儀に付)	左近司長三郎→-	
464	110下	文政2. 10. 26夕	〔留書〕(七軒町井筒屋喜兵衛十人組頭就任に付風聴)		喜兵衛は惣助の跡役
465	111上	文政2. 10. 28	〔奉行所達〕(灰屋堺くね改に付)	坂場善介・小瀧常衛門→-	
466	111上	文政2. 10. 29	〔奉行所達〕(立番の儀に付)	小宮伴衛門→-	
467	111上	文政2. 11. 7	〔奉行所達〕(臨時御用金返済に付)	江幡次郎衛門→木村伝六殿・落合竜助殿・山田清左衛門殿・佐藤五衛門殿	
468	111下	文政2. 11. 7	〔奉行所達〕(臨時御用金返済に付)	江幡次郎衛門→-	本文は467と同一
469	111下	文政2. 11. 15	〔奉行所達〕(中川彦四郎口書に転役に付)	小室左吉→-	
470	111下	文政2. 11. 19	〔奉行所達〕(安藤対馬守殿御通行の為道橋掃除に付)	小室左吉→-	
471	111下	文政2. 11. 19	〔奉行所達〕(御町人共寒念仏唱歩行の儀に付)	小室左吉→-	
472	111下	文政2. 11. 25	〔奉行所達〕(青柳村百姓家出人容体書)	小室左吉→-	
473	112上	-, -, -	覚(木村伝六・佐藤五衛門分買置初書付)	-→-	
474	112下	文政2. 6. 6	〔町年寄達〕(文政元年10ヶ年賦御用立金の元利渡方の儀に付)	左近司長三郎→木村伝六殿・落合竜助殿・佐藤五衛門殿	用状が丁表に貼紙
475	112下	文政2. 11. 28	〔奉行所達〕(人を迷わし、無益の費禁止の儀に付)	小室左吉→-	具体的な内容は不明
476	112下	文政2. 11. 29	〔奉行所達〕(火元改に付)	小室左吉→-	
477	113上	文政2. 12. 2	〔奉行所達〕(松平徳の佐様ご誕生に付)	小林兵十郎→-	
478	113上	文政2. 12. 6	〔町年寄達〕(文政元年10ヶ年賦御用立金の元利渡方の儀に付)	左近司長三郎→木村伝六殿・落合竜助殿・佐藤五衛門殿	474と同内容
479	113上	文政2. 12. 9	〔奉行所達〕(高野亮助内物書被命に付)	小林兵十郎→-	
480	113下	文政2. 12. 10	〔町年寄達〕(買置初儀数改廻状に付)	左近司長三郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
481	113下	文政2. 12. -	口上覚(佐藤五衛門味噌商売初めに付)	佐藤五衛門印(→左近司長三郎)→御町御役所様	本文は延紙黄折に認め12月12日に左近司氏へ提出
482	113下	文政2. 12. 13	〔町年寄達〕(佐藤五衛門味噌商売許可に付)	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	奥書あり

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
483	114上	文政2. 12. -	〔奉行所達〕(肴町以外の生魚・塩商売禁止の儀に付)	小林兵十郎→-	日付は虫損のため不明
484	114上	文政3. 1. -	覚(増子兵次殿へ払う御会所裏土地代書付)	(佐藤五衛門→宇兵衛→増子兵次)	奥書あり
485	114下	文政3. 1. 11	〔奉行所達〕(人別改に付)	小宮伴衛門→-	
486	114下	文政3. 1. 16	〔公儀触〕(唐物売買手板の儀に付)	水野出羽守→[ ]→御城付共/小宮伴衛門→-	
487	115上	文政3. 1. 24	〔文政2年諸指銭帳写〕	(佐藤五衛門)→名主 利兵衛	代次郎に持たせて利兵衛に遺す
488	117下	文政3. 1. 22	〔留書〕(御厩黒鍬部屋出火覚)		
489	117下	文政3. 1. 26	口上覚(三口金取扱方の儀に付)	(木村氏→町奉行所)	490の町年寄達の前半部分。白半切に認め、木村氏より左近司へ提出した口上書の写。
490	118下	文政3. 1. 26	〔町年寄達〕(三口金月賦金貸出扱方の儀に付)	左近司長三郎→木村伝六殿・落合竜助殿・佐藤五衛門殿	489の口上書を受けての左近司よりの達し
491	118下	文政3. 1. 27	口上(前段の達書に関する廻状依頼)	伝六(木村伝六)→竜助様(落合竜助)	七軒町への廻状依頼
492	118下	文政3. 3. 9	口上(安藤様御先荷通人足の件他に付)	石田 拜→佐藤様 貴下	用状が丁表に貼紙
493	119上	文政3. 2. -	口上覚(本町四町目仁兵衛町用金掛任命の儀に付)	佐藤五衛門印・落合竜助印・木村伝六(無印)→御町御役所様	
494	119下	文政3. 2. 21	請取申初之事(問屋役御合力初請取に付)	矢田登・白井平次兵衛→三輪友衛門殿・加藤藤助殿・萩谷権兵衛殿	2月21日に佐藤五衛門が本紙の伝達を受けて捺印し、石田氏に渡す。23日には塙重右衛門へ渡す。
495	119下	文政3. 2. -	〔安藤対馬守参府先触〕	安藤対馬守内 富田森衛門→平より千住迄	
496	120上	文政3. 3. 4	〔奉行所達〕(江州神崎郡川並村栄次郎事武左衛門他商用差留に付)	鈴木太兵衛→-	
497	120上	文政3. 3. 10	〔奉行所達〕(安藤対馬守下町通行の為道橋掃除に付)	小室左吉→-	
498	120上	文政3. 3. 11	〔奉行所達〕(買置穀封印切に付)	鈴木太兵衛→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
499	120下	文政3. 3. 12	〔公儀触〕(葉種取引方の儀に付)	水野出羽守→丹阿弥→御城付/小室左吉→-	
500	120下	文政3. 3. 20	〔奉行所達〕(嘉千代様御逝去に付鳴物停止)	小室左吉→-	
501	121上	文政3. 3. 26	〔奉行所達〕(欠所刀脇指払下に付)	小室左吉→-	
502	121上	文政3. 3. 26	〔奉行所達〕(相馬長門守殿下町通行の為道橋掃除に付)	小室左吉→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
503	121上	文政3. 3. 29	〔奉行所達〕（自身番免許・御祭礼前御町見分の儀に付）	小室左吉→-	
504	121上	文政3. 4. 11	覚（月賦取立帳書抜）	（落合→佐藤様）	506の一部
505	121下	文政3. 4. 11	覚（月賦取立帳書抜）	（落合→佐藤様）	506の一部
506	122上	文政3. 4. 11	口上覚（月賦取立帳書抜閲覧に付町年寄用状写）	落合→佐藤様	
507	122上	文政3. 4. 12	〔奉行所達〕（自身番免許・御祭礼前御町見分他の儀に付）	小林兵十郎→-	御祭礼の作法が記される
508	122下	文政3. 4. 29	〔奉行所達〕（立番免許に付）	小林兵十郎→-	
509	122下	文政3. 5. 2	〔公儀触〕（金箔・下金類取締方の儀他に付）	水野出羽守→丹阿弥→御城付／小宮伴衛門→-	
510	123上	文政3. 5. 6	〔奉行所達〕（本多弾正少輔殿下町通行の為道橋掃除に付）	小宮伴衛門→-	
511	123上	文政3. 5. 8	〔奉行所達〕（清水道普請に付）	江幡次郎衛門→-	
512	123上	文政3. 5. 19	〔奉行所達〕（居酒屋・料理屋の諸士中こま売り禁止に付）	加藤又衛門→-	
513	123下	文政3. 5. 27	〔奉行所達〕（盲人針治座入の件に付）	加藤又衛門→-	
514	123下	文政3. 6. 1	〔奉行所達〕（松平恒の丞様御誕生に付）	小室左吉→-	
515	123下	文政3. 6. 17	〔町年寄達〕（南御領他郷村より酒買入方の儀に付）	左近司長三郎→（御町内居酒屋・酒渡世の者）	
516	124上	文政3. 6. 29	〔留書〕（本町三町目落合竜助殿麻上下着用・年寄並次座就任に付）		
517	124上	文政3. 7. 8	〔奉行所達〕（中山一貫斎殿死去に付鳴物停止）	塙重衛門→-	
518	124上	文政3. 7. 6	〔公儀触〕（金銀吹替方の儀他に付）	水野出羽守→丹阿弥→御城付／塙重衛門→-	
519	124下	文政3. 7. 24	〔留書〕（町内店へ肴売買幸介引越の件町内相談に付）		
520	124下	文政3. 7. 24	〔奉行所達〕（御町人衆近辺等での花火禁止に付）	塙重衛門→-	
521	124下	文政3. 7. 25	〔御用状〕（御用達金御下の件に付）	鈴木太兵衛→木村伝六殿・山田清左衛門殿・佐藤五衛門殿	
522	124下	文政3. 8. 10	〔町年寄達〕（御追放の御町人の儀に付）	左近司長三郎→-	追放町人で帰参禁止の者の姓名を確認し、廻状で廻す
523	125上	文政3. 8. 19	〔用状〕（銅樋御普請の廻状内容の確認に付）	裏壱町め 利兵衛→佐藤五衛門様 貴下	
524	125上	文政3. 8. 23	〔奉行所達〕（公儀御代官寺西隆三郎殿下町止宿に付）	小林兵十郎→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
525	125上	文政3. 8. 24	[奉行所達] (御先代様より代々の書物・書画・掛物など古道具払者店より引き上げの件に付)	江幡次郎衛門→-	「25日藤柄町左兵衛持に付直に廻す」との旨の奥書あり
526	125下	文政3. 9. 5	[留書] (大下水払の儀に付)	歩行夫役勇七→(佐藤五衛門)	
527	125下	文政3. 9. 14	[奉行所達] (吉田明神祭見分に付)	小宮伴衛門→-	
528	125下	文政3. 9. 21	[奉行所達] (町人御制服の儀に付)	小宮伴衛門→-	
529	125下	文政3. 9. 24	[家中触] (鉄砲町筑波屋平次郎へ家法の目薬北斗香の株申付に付)	→御町奉行中・御郡奉行中 江/加藤又衛門→-	
530	126上	文政3. 9. -	[御用状] (御用味噌・御膳味噌納方に付)	奥御賄方→福嶋屋三郎兵衛方・額田屋五右衛門方・板屋多三郎方・三丸屋久兵衛方	廻状留にて返さずともよい旨の奥書あり
531	126上	文政3. 10. 1	[町年寄達] (買置初めに付)	左近司長三郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	532の一部
532	126下	文政3. 10. 1	[御用状] (買置初めに付)	木村伝六→佐藤五衛門殿	
533	126下	文政3. 10. 13	[町年寄達] (買置初御免可否に付)	左近司長三郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	木村伝六より佐藤五衛門へ伝達の旨の奥書あり
534	126下	文政3. 10. 15	[町年寄達] (酒屋・醤油屋等のかわち見分に付)	左近司長三郎→山田清左衛門殿・佐藤五右衛門殿	山田清左衛門より佐藤五衛門へ伝達の旨の奥書あり
535	126下	文政3. 10. 26	[御用状] (当年の買置初実施に付)	江幡次郎衛門→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	536の一部、江幡邸への呼び出しについての記述あり
536	127上	文政3. 10. 26	口上 (江幡邸への出馬に付)	木村→佐藤様	
537	127上	文政3. 10. 29	[奉行所達] (立番に付)	塙重衛門→-	
538	127上	文政3. 10. 29	[奉行所達] (灰屋堺くね改実施に付)	蓮田栄吉・綿引彦十→-	
539	127上	文政3. 11. 1	[奉行所達] (松平民の助様ご誕生に付)	小林兵十郎→-	証文持参についての奥書あり
540	127下	文政3. 11. 8	[御用状] (御用立金元利返済他の件に付)	鈴木太兵衛→木村伝六殿・山田清左衛門殿・佐藤五衛門殿	左近司長三郎と鈴木太兵衛は同役
541	127下	文政3. 11. 17	口上覚 (買置初俵数に付)	佐藤五衛門→御町御役所様	この口上書に捺印して17日朝に鈴木氏へ渡した旨の奥書あり
542	128上	文政3. 11. 26	[留書] (馬金取立の儀に付)		取り立て方の詳細な記述
543	128上	文政3. 11. 29	[奉行所達] (萱手共作料の儀に付)	小林兵十郎→-	
544	128下	文政3. 11. 29	[奉行所達] (御町人共寒念仏唱歩行・自身番差出・火元改他に付)	小林兵十郎→-	
545	128下	文政3. 12. 6	[奉行所達] (檻破・脱走者容体書)	小室左吉→-	

番 号	頁 段	年 代	件 名	発 給 関 係	備 考
546	130上	文政7. 1. 22	〔文政6年諸指銭帳写〕	(佐藤五衛門)→名主 利兵衛/名主 利兵衛・組頭 吉兵衛・組頭 藤七・組頭 三郎平・組頭 四郎平	
547	132下	文政7. 1. 29	〔奉行所達〕(浄性院様御遠行に付鳴物殺生停止)	塙重衛門→-	
548	133上	文政7. 2. 3	覚(商札・御用他割金鑑請取に付)	長三郎→御三人様	
549	133下	文政7. 2. 3	〔奉行所達〕(上金町穀町の店借易者博齊へ店借・止宿禁止に付)	小室左吉→落合長四郎殿	
550	134上	文政7. 2. 3	〔奉行所達〕(御中陰中の為来月評定所の御祝儀遠慮に付)	小室左吉→落合長四郎殿	
551	134上	文政7. 2. 4	〔奉行所達〕(御新葬御通棺の為江戸御目付名越十蔵止宿に付)	→→→	
552	134上	文政7. 2. 5	〔町年寄達〕(浄性院様御不礼の為月代不剃に及ばざる旨)	落合長四郎→(佐藤五衛門)	口達
553	134上	文政7. 2. 6	〔御用状〕(御目付名越十蔵方供人11人船にて到着に付)	小宮伴右衛門→落合長四郎殿	
554	134下	文政7. 2. 9	〔奉行所達〕(浄性院様御通棺の心得に付)	小室左吉→(支配切銘々)	
555	134下	文政7. 2. 9	〔奉行所達〕(浄性院様御通棺の日の十人組頭堅の割り当てに付)	小室左吉→落合長四郎	27カ所
556	135上	文政7. 2. 13	〔奉行所達〕(江戸町善太郎盗品返却に付)	小宮伴右衛門→落合長四郎殿	
557	135下	文政7. 2. 11	〔御用状〕(浄性院様御遺体下御町御通棺に付鳴物停止の旨)	小室左吉→-	
558	135下	文政7. 2. 15	覚(茶綿綿入他紛失物請取に付)	江戸町のゑ店 善三郎 印	奥書
559	135下	文政7. 2. 16	〔奉行所達〕(浄性院様新葬の為鳴物停止に付)	小室左吉→-	
560	136上	文政7. 2. 16	〔公儀触〕(金銀吹直・式朱判目方直しに付)	水野出羽守→丹阿弥→御城付/小室佐吉→-	
561	136上	文政7. 2. 19	〔奉行所達〕(婦人・子供の絹服着用禁止に付)	小室左吉→-	
562	136下	文政7. 2. 25	〔奉行所達〕(御町内大工仲間不法に付)	小室左吉→-	
563	136下	文政7. 3. 15	〔留書〕(3月15日朝四つ半那珂湊北東にロシア船現れる件)		
564	136下	文政7. 3. 21	〔奉行所達〕(御町内商人店先へ繋ぐ馬の対処に付)	小林兵十郎→-	
565	136下	文政7. 3. 27	〔奉行所達〕(相馬長門守参勤通行の為道橋掃除に付)	小林兵十郎→-	
566	136下	文政7. 3. 29	〔奉行所達〕(自身番免許・御祭礼前御町見分他の儀に付)	小林兵十郎→(加藤・左近司)	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
567	137上	文政7. 4. 2	〔公儀触〕(式朱判引替に付)	水野出羽守→丹阿弥→御城付/小宮伴右衛門→-	3月の公儀触
568	137下	文政7. 4. 11	〔奉行所達〕(御祭礼立番・町方見分他の儀に付)	小宮伴衛門→-	
569	138上	文政7. 4. 14	〔奉行所達〕(町奉行衆御祭礼御廻延期に付)	小宮伴衛門→-	
570	138上	文政7. 4. 19	〔公儀触〕(金銀吹出・古金銀通用の儀に付)	水野出羽守→丹阿弥→御城付/小宮伴右衛門→-	3月の公儀触
571	138下	文政7. 4. 26	〔御用状〕(下御町往還馬金の儀に付)	小宮伴右衛門→左近司長三郎殿(→問屋)	左近司より佐藤へ回った本文を心得として佐藤が書き留めた旨の奥書あり
572	138下	文政7. 4. 29	〔奉行所達〕(天王町住居照沼庄八御町与力に就任に付)	小宮伴右衛門→-	奥書あり
573	139上	文政7. 4. 29	〔奉行所達〕(立番免許に付)	小宮伴右衛門→-	
574	139上	文政7. 5. 2	覚(井筒屋小兵衛盗品書上)	(井筒屋小兵衛→佐藤五衛門→名主)	
575	139上	文政7. 5. -	〔留書〕(御救方仕法制定に付御達行振有役人書上)	(塙重兵衛→七町名主)	
576	139下	文政7. 5. 12	〔奉行所達〕(理応斎様御卒去の為鳴物停止に付)	塙重衛門→名主連名	
577	139下	文政7. 5. 22	〔奉行所達〕(理応斎様御遺骸御通棺の為問屋場取込手伝いに付)	→→→	
578	139下	文政7. 5. 22	覚(理応様御通棺の日の十人組頭堅の割り当てに付)	→→→	27カ所
579	140上	文政7. 5. 24	〔留書〕(理応院様御通棺出張しない旨)		御通棺済み
580	140下	文政7. 5. 24	〔奉行所達〕(白井平次兵衛殿御持頭列にて町奉行御免の為町人共御祝儀伺いに付)	塙重衛門→-	町奉行後任は佐野孫兵衛殿。加藤・左近司・落合・佐藤一同御祝儀に何う旨の奥書あり。
581	140下	文政7. 5. 28	〔留書〕(五町目友三郎弟子式町目平七倅自害に付)	(加藤→左近司・落合・佐藤)	奥書あり
582	140下	文政7. 5. 29	〔用状〕(友三郎事本五町目彫物師三衛門弟子孫平自害一件に付)	塙重衛門→加藤又右衛門(→佐藤五衛門)	
583	140下	文政7. 6. 1	〔奉行所達〕(御祭礼御持頭宿取扱に付)	塙重衛門→加藤又衛門殿	御用番衆についての確認催促の奥書あり
584	141上	文政7. 6. 1	〔町年寄達〕(御祭礼宿賃請取の件に付)	又衛門→御三人様	
585	141上	文政7. 6. 1	〔公儀触〕(歩判新規吹立に付)	水野出羽守→丹阿弥→御城付/照沼昭八→-	
586	141上	文政7. 6. 1	〔奉行所達〕(松平政の助様ご誕生に付)	照沼昭八→-	
587	141下	文政7. 6. 2	〔奉行所達〕(下町極窮人御救金・質帳・問屋場指替金などについて小宮伴右衛門内達の覚)	(小宮伴右衛門)→-	極窮人御救金は文政7年6月2日に納めたもの



番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
588	141下	文政7. 6. 1	覚(御祭礼宿金請取に付)	佐藤五衛門 印→(月番落合氏)	落合氏に覚を手渡した旨の奥書あり
589	142上	文政7. 6. 4※	[留書](本七町目名主武兵衛御払取受御役任命の件に付)		
590	142上	文政7. - . -	[留書](本三町目須原屋安二郎・御町組頭三郎衛門同道、清水道掛任命に付)		
591	142上	文政7. 5. 1朝	[留書](本四町目本田仁衛門御救方仕方立に付)		
592	142上	文政7. 5. 4 昼時	[留書](本藤柄町鍛冶屋職分中村助七御救方仕方立に付)		
593	142上	文政7. 6. 7 四ツ時	[留書](本四町目駿河屋弥兵衛育子掛任命に付)		
594	142上	文政7. 6. 6	[奉行所達](火過ち注意に付)	照昭昭八→十支配名主当テ	書き出しは「諸向江」/廻状で通達
595	142下	文政7. 6. 6	[御用状](火の元注意に関する達の件に付)	照昭昭八→落合長四郎殿	594に関連
596	142下	文政7. 6. 6※	[留書](夜廻り当番の件に付)		町年寄が夜廻りする時の順番の取り決め
597	142下	文政7. 6. 14	[留書](御評定所出勤の節七間町伊勢屋久助名主並家格申渡に付)		評定所にて申し渡し
598	142下	文政7. 6. 19	[奉行所達](公儀御代官古山善吉殿下御町休の為道橋掃除に付)	照昭昭八→惣町名主当テ	
599	143上	文政7. 6. 21	[留書](照昭昭八西町役屋敷へ引っ越しの為町年寄祝儀に付)		
600	143上	文政7. 6. 21	[留書](清水道御用留他入り箱発見、受取の件に付)		
601	143上	文政7. 7. 2	[町年寄達](清水道普請のため水切りの件に付)	落合長四郎→惣名主当	
602	143上	文政7. 7. 12	[公儀触](壺朱判通用の儀に付)	水野出羽守→林阿弥→御城付/小室左吉→右(支配切)名主連名当	6月の公儀触
603	143下	文政7. 7. 16	[留書](御用請送りの儀に付)	(佐藤五衛門→加藤貞吉)	
604	143下	文政7. 7. 19	[奉行所達](佐野孫兵衛町見分案内の件に付)	小室左吉→-	奥書あり
605	144上	文政7. 7. 21	[奉行所達](町年寄・町役人夜更廻り御免に付)	小室左吉→加藤又衛門殿	
606	144上	文政7. 7. 21	[奉行所達](乱心出奔人容体書)	小室左吉→-	
607	144上	文政7. 7. -	[留書](佐野孫兵衛町廻り案内に付)		
608	144下	文政7. 8. 3	[留書](人別改に付)		
609	144下	文政7. 8. 6	[留書](新初貫置きに付)		新初相場五斗五升

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
610	144下	文政7. 8. 12	〔留書〕(左近司氏里方小野村へ出張の為留守中役儀代行に付)		
611	144下	文政7. 8. 14夕	〔留書〕(左近司氏帰宅に付)		
612	144下	文政7. 8. 16	〔留書〕(大風雨洪水の為炊き出し他の件に付)		
613	145上	文政7. 閏8. 12	〔奉行所達〕(公儀御役人池田仙九郎殿下御町止宿の為道橋掃除に付)	塙重衛門→惣名主当	
614	145上	文政7. 閏8. 12夜	〔留書〕(本四町目仁兵衛、本三町目久三郎間屋場取扱掛任命に付)		
615	145上	文政7. 閏8. 18	〔奉行所達〕(裏五町板屋太三郎若者御褒美御達書指出遅延に付)	塙重衛門→加藤又衛門殿	
616	145下	文政7. 閏8. 19	〔奉行所達〕(青物町八百屋弥七丸水御絵符拝借に付)	→→→	
617	145下	文政7. 閏8. -	口上覚(酒屋他直売り指留に付)	(肴問屋)掛り仁兵衛 印→御町御役所様	
618	146上	文政7. 閏8. 19	〔町年寄達〕(肴問屋掛仁兵衛の件にて出勤に付)	(落合)長四郎→御三人様	617に関連
619	146上	文政7. 9. 2	〔公儀触〕(古金銀引替の儀に付)	水野出羽守→丹阿弥→御城付/照昭八→町順名主当	閏8月の公儀触
620	146下	文政7. 9. 3	〔留書〕(商札御用筆笥落合氏より請取に付)		
621	146下	文政7. 9. 11	〔留書〕(大下水払見分に付)		
622	146下	文政7. 9. 12	覚(吉田明神祭礼の人足人馬拵えの為、大宮司よりの申し出)	落合長四郎→惣名主当テ	
623	146下	文政7. 9. 13	〔留書〕(下御町氏子共吉田明神祭礼の社中踊りの願い許可に付)		
624	146下	文政7. 9. 14	〔奉行所達〕(吉田明神祭礼の町廻り案内に付)	照昭八→→	
625	147上	文政7. 9. 14	〔留書〕(本五町目与次兵衛の白銀町組頭就任、本六町目久兵衛の本五町目組頭就任の為、兩人挨拶に付)	(落合長四郎→→)	
626	147上	文政7. 9. 15	〔吉田大宮司達〕(吉田祭礼出社、雨天の為延期に付)	吉田大宮司 田所斎宮→→	
627	147上	文政7. 9. 26	〔奉行所達〕(大炊頭様御養母高雲院様御卒去の為鳴物停止に付)	照昭八→名主当	
628	147上	文政7. 9. 26	〔奉行所達〕(御領中工事訴詔の儀に付)	照昭八→名主当	
629	147下	文政7. 10. 6	〔留書〕(御用留請取に付)		都合九冊請取
630	147下	文政7. 10. 6	〔留書〕(木村伝六氏里方へ出張の為留守中御用代行に付)		木村より口達の依頼

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
631	148上	文政7. 10. 13	〔奉行所達〕(俊祥院様17回御忌に付鳴物・殺生停止)	小室左吉→右名主当テ	
632	148上	文政7. 10. 14	〔留書〕(佐藤五衛門静明神参詣の為留守中役儀代行に付)		
633	148上	文政7. 10. 16	〔奉行所達〕(御鷹仕込みの為鷹場設置の儀に付)	小室左吉→名主廻状	
634	148下	文政7. . .	〔奉行所達〕(下御町両穀町困窮の為、左近司長三郎初蔵入金貸出元取任命に付)	→→→	
635	148下	文政7. 10. 17	〔留書〕(佐藤五衛門帰宅の為鼠町並びに同役へ挨拶)		
636	148下	文政7. 10. 19	〔留書〕(一ノ町佐野孫兵衛より町年寄他呼出に付)		佐藤五衛門留守中のこと
637	148下	文政7. 10. 24	〔奉行所達〕(来年四月の日光山御参拝延期に付)	小室左吉	
638	149上	文政7. 10. 26	〔御用状〕(滋野井様御製薬両様よりの二百包請取に付)	菅又伊兵衛→→	
639	149上	文政7. 10. 26※	〔留書〕(滋野井様御製薬両様よりの二百包請取に付)	(佐藤五衛門→月番加藤氏)	638に関連
640	149下	文政7. . .	〔留書〕(泉町和泉屋彦三郎商札掛任命に付)		
641	149下	文政7. 10. 27	〔留書〕(例年の通り立番する件に付)		
642	149下	文政7. . .	〔留書〕(享保申年4月申渡の火元用心の書付読み聞かせに付)		
643	149下	文政7. 10. 29	〔奉行所達〕(烏乱なる者発見の際の扱いに付)	小室左吉→→	
644	149下	文政7. 11. 2	〔留書〕(商札御用筆筭引継に付)		
645	149下	文政7. 11. 15	〔町年寄達〕(年賦御借入金返済延期に付)	落合長四郎→名主当テ	
646	150上	文政7. 11. 16	〔奉行所達〕(御町人共寒念仏唱歩行・蕎麦売・體売他夜中火を用いる商の規制に付)	小宮伴衛門→名主当テ	
647	150上	文政7. 11. 29	〔奉行所達〕(火の元改に付)	小宮伴衛門→名主当テ	
648	150下	文政7. 12. 20	〔御用状〕(本宅助左衛門、弥市郎に改名他に付)	小林六左衛門→左近司長三郎様	
649	150下	文政7. 12. 28	〔奉行所達〕(上国井村他10か村、御鷹仕込みの為鷹場御免の儀に付)	塙重衛門→名主廻状	633に関連
650	150下	文政8. 1. 11	〔奉行所達〕(人別改に付)	照沼昭八→名主廻状	
651	151上	文政8. 1. 11	〔御用状〕(夫伝馬遣高・諸職人馬持人改に付)	小林直衛門・広瀬伝五郎→→	
652	151上	文政8. 1. 11	〔御用状〕(寺社門前諸職人馬持人改に付)	小林直衛門・広瀬伝五郎→宝鐘院様・田所斎宮様・千種要人様・清巖寺様・薬王院様	廻状カ

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
653	151下	文政8. 1. 20	[文政7年諸指銭帳写]	(佐藤五衛門)→名主 利兵衛/名主 利兵衛・組頭 吉兵衛・組頭 利八・組頭 太三郎・組頭 喜兵衛	
654	154上	文政8. 2. 1	[奉行所達](上納金に新金を用いる件に付)	小室左吉→-	
655	154上	文政8. 2. 3	覚(商札より下さる廿歩一割合に付)	長三郎→又衛門様・長四郎様・五衛門様	
656	154下	文政8. 9. 29	[奉行所達](郷中商店規制に付)	吉村伝衛門→-	657・658に関連
657	155下	文政8. 9. 29	[小田与三郎上申](郷中商店規制達に付)	(小田与三郎)→吉村伝衛門	655に関連
658	155下	文政8. 9. -	[郷中商書上]	小田与三郎・吉村伝衛門→-	655に関連
659	156下	文政8. 2. 6	[奉行所達](乱心出奔人容体書)	小室左吉→-	
660	157上	文政8. 2. 18	[町年寄達](伝六・三郎平へ心得達しの依頼に付)	又衛門→(佐藤五衛門)	
661	157上	文政8. 2. 24	[公儀触](古金銀引替の儀に付)	水野出羽守→丹阿弥→御城付/小室左吉→-	2月の公儀触
662	157下	文政8. 3. 4	[奉行所達](西丸御誕生御男子様、若君様と改称に付)	照沼昭八→-	
663	157下	文政8. 3. 4	[奉行所達](古金銀引替推進に付)	照沼昭八→-	661に関連
664	157下	文政8. -. -	乍恐書付を以奉願上候(水難にて困窮に付)	本町目藤兵衛分家 久助分家 清兵衛分家→-	全文抹消・貼紙・296に関連力
665	158上	文政8. 3. 10	[奉行所達](無主犬取捨に付)	照沼昭八→-	
666	158上	文政8. 3. 12	[奉行所達](仆死男容体書)	照沼昭八→-	
667	158下	文政8. 3. 14	[奉行所達](御祭礼の指出品・出人惣員数・風流物と出人帳提出に付)	中川彦九郎・広瀬伝五郎→-	
668	158下	文政8. 3. 22	[奉行所達](古金銀・南鐙引替に付)	照沼昭八→-	
669	158下	文政8. 3. 29	[奉行所達](自身番免許、御祭礼前町見分に付)	照沼昭八→-	廻状廻方についての奥書あり
670	159上	文政8. 4. 4	[公儀触](老朱判通用に付)	水野出羽守→立阿弥→御城付/塙重衛門→名主連名当	3月の公儀触
671	159上	文政8. 4. 9	[奉行所達](水門見附外水抜破損の為御祭礼神輿還道筋変更)に付)	塙重衛門→順町当テ	
672	159下	文政8. 4. 5	[奉行所達](松平周丸様ご誕生に付)	塙重衛門→-	
673	159下	文政8. 4. 15	[奉行所達](神輿御遷座の時刻変更)に付)	塙重衛門→-	
674	159下	文政8. 4. 16	[奉行所達](神輿御遷座の人足揃いに付)	塙重衛門→-	
675	159下	文政8. 4. 24	[奉行所達](無主犬取捨に付)	塙重衛門→-	
676	160上	文政8. 4. 24	[奉行所達](宿屋五郎衛門宿柳の金子引替の件に付)	塙重衛門→佐藤五衛門殿	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
677	160上	文政8. 4. 26	〔奉行所達〕(相馬長門守下町通行の為道橋掃除に付)	塙重衛門→-	
678	160上	文政8. 4. 29	〔奉行所達〕(立番免許他に付)	塙重衛門→-	
679	160下	文政8. 5. 6	〔奉行所達〕(松平初の允様ご誕生に付)	小宮伴衛門→-	
680	160下	文政8. 5. 17	〔奉行所達〕(牢屋敷欠所大小増言払いに付)	小宮伴衛門→-	
681	160下	文政8. 5. 17	〔留書〕(吉田明神落雷火災に付)		
682	161上	文政8. 5. 23	〔奉行所達〕(井上河内守下町通行の為道橋掃除に付)	小宮伴衛門→-	
683	161上	文政8. 6. 4	〔奉行所達〕(佐野孫兵衛惣髪に付)	小室左吉→-	
684	161上	文政8. 7. 17	〔留書〕(新帳面仕立てに付)		
685	161下	文政8. 7. 21※	〔留書〕(御用留四冊出来に付)		
686	161下	文政8. 6. -	覚(出奔者跡居屋敷土地など証文書出に付)	泉町名主 伊兵衛→御町御年寄様中	
687	162上	文政8. 6. -	口上之覚(年曆を経た出奔者の抱屋敷・居屋敷の証文の扱い方に付)	向井町名主 太左衛門→御町御年寄様中	
688	162下	文政8. 7. 22	〔公儀触〕(古金銀引替の儀に付)	水野出羽守→林阿弥→御城付/小宮伴衛門→-	
689	162下	文政8. 7. 29	〔公儀触〕(南部招提寺伽藍堂社再建勅化に付)	水野出羽守→林阿弥→御城付/小宮伴衛門→-	7月の公儀触
690	163上	文政8. 7. 29	〔奉行所達〕(内藤因幡守殿下町通行の為道橋掃除に付)	小宮伴衛門→-	
691	163上	文政8. 8. 9	〔奉行所達〕(無主犬取捨に付)	塙重衛門→-	
692	163下	文政8. 8. 19	〔御用状〕(滋野井様より短冊壹枚下賜下さる面々に付)	塙重衛門→加藤又衛門殿	
693	163下	文政8. 8. 29	〔御用状〕(円通寺開祖禪師三百回忌法会に付)	円通寺→上下御町 佐藤五衛門様 菊池勘兵衛様 綿引甚助様 岡田惣右衛門様 林徳酬郎様 諸次不同	
694	163下	文政8. 9. -	〔役所触〕(五分利付貸出に付)	役所→七間町 喜兵衛・同 久助・同 吉郎衛門・紺屋町 利八・藤柄町 彦衛門・藤柄町 佐兵衛・台町 宇平次	
695	164上	文政8. 9. 18	〔御用状〕(嵯峨法輪寺堂社勅化以外の町内勅化御糺に付)	照沼昭八→左近司長三郎殿	
696	164下	文政8. 10. 14	〔奉行所達〕(恭岳院様三十三回忌御取越御法事の為鳴物停止に付)	小室左吉→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
697	164下	文政8. 10. 14	[奉行所達] (所々盛場にて鬩・貝合わせ禁止に付)	小室左吉→-	
698	164下	文政8. 10. 16	[若年寄御達] (町年寄・町年寄格・町年寄見習他任命に付)	若年寄→御町奉行中 (→町年寄)	
699	165上	文政8. 10. 16	[留書] (塙茂次衛門他町年寄等就任の為祝儀に付)		
700	165上	文政8. 10. 23	[留書] (紺屋町道普請金に付)	(加藤氏) →-	
701	165下	文政8. 10. 24	[奉行所達] (無主犬取捨・灰屋塚くね改に付)	小室左吉→-	
702	165下	文政8. 一. 一	[留書] (本町目河内屋藤兵衛抱屋敷へ亀屋善兵衛引越に付)	(組頭吉兵衛→-)	
703	165下	文政8. 11. 7	[奉行所達] (公方様日光山参詣延期に付)	小宮伴衛門→名主廻状	
704	165下	文政8. 11. 11	[留書] (佐藤五衛門中利員村主張の為留守中役儀代行に付)		
705	166上	文政8. 11. 14	[奉行所達] (本四町目住居佐藤玄艾小児養方散薬指出に付)	小宮伴衛門→-	
706	166上	文政8. 11. 15	[留書] (佐藤五衛門中利員村より帰宅に付)		
707	166上	文政8. 11. 一	[奉行所達カ] (月賦返納・三日貸出取掛遅延に付)		
708	166下	文政8. 11. 26	[奉行所達] (御町人共寒念仏唱歩行・蕎麦売等夜中火を用いる商の規制に付)	小宮伴衛門→-	
709	166下	文政8. 12. 2	[奉行所達] (御町人絹服停止に付)	塙重衛門→-	
710	167上	文政8. 12. 3	[奉行所達] (宰相様中納言任官に付)	塙重衛門→-	
711	167上	文政8. 12. 一	口上覚 (佐藤五衛門梓泰三郎縁組に付)	佐藤五衛門→落合長四郎・左近司長三郎・加藤又兵衛 (→塙重衛門)	
712	167上	文政8. 12. 12	[御用状] (佐藤五衛門梓縁組許可に付)	塙重衛門→落合長四郎殿	
713	167上	文政8. 12. 19	[奉行所達] (杣米麦他所出穀御差留に付)	(家老) →御町奉行 御郡奉行江→塙重衛門→-	
714	167下	文政8. 一. 一	覚 (水道・樋間数書上)	→→-	
715	168上	文政8. 12. 29	[町年寄達] (12月29日分役方引継覚)	五衛門→御三人衆様	引継の内容は716~718
716	168上	文政8. 12. 29	[留書] (権次郎事申上・長三郎御礼申上に付)		715に関連
717	168上	文政8. 12. 29	[留書] (本町目重左衛門江戸ろうの代に付)		715に関連
718	168上	文政8. 12. 29	[留書] (台町三町目喜兵衛月賦に付)		715に関連
719	168上	文政9. 1. 11	[公儀触] (諸国酒造の儀に付)	水野出羽守→林阿弥→御城付/照沼昭八→-	12月の公儀触
720	168下	文政9. 1. 11	[奉行所達] (夫伝馬遣高・諸職人馬持人改に付)	小林哲衛門・広瀬伝五郎→-	
721	168下	文政9. 1. 11	[奉行所達] (行衛不明者容体書)	照沼昭八→-	
722	169上	文政9. 1. 15	[奉行所達] (人別改に付)	照沼昭八→名主連名当テ	